

出席委員 横手委員長、佐藤（正）副委員長
茂内委員、青木委員、天利委員、黒沢委員
佐藤（一）議長

欠席委員 なし

説明者 木村町長、畑村副町長、大澤教育長
深澤企画部長、野崎総務部長、戸村町民部長、亀山福祉部長
伊藤健康子ども部長、大川環境経済部長、黒木都市建設部長
廣田拠点づくり部長、内田教育次長、小林消防長、菊地財政課長

案 件

（付託議案）

1. 議案第14号 令和3年度寒川町一般会計予算
2. 議案第15号 令和3年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第16号 令和3年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第17号 令和3年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第18号 令和3年度寒川町下水道事業特別会計予算

令和3年3月26日

午前9時00分 開会

【横手委員長】 おはようございます。

ただいまより、予算特別委員会を再開いたします。

一昨日までに本委員会に付託された一般会計予算及び各特別会計全ての予算説明、質疑が終了しております。本日は、総括質疑から討論、採決まで行いたいと思います。

また、総括質疑の順序ですが、一昨日の通告順ということで、タブレットにお示ししたとおり進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行のために若干の休憩をとりたいと思います。午前10時より予算特別委員会を再開し、総括質疑を行うことにいたします。

総括質疑の時間まで暫時休憩といたします。

【横手委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開いたします。

それでは、これより総括質疑を行います。順次、総括質疑をお願いいたします。

黒沢委員。

【黒沢委員】 それでは、総括質疑、1番手、公明党の黒沢でございます。よろしくお願いいたします。

今回の予算の審査に当たっては、新しい総合計画に向けて実施計画も出されたところでございますし、それがしっかりと推進される体制になっているのかどうか。また、コロナ禍が続く中で、コロナに配慮

した予算組みがされているかどうかということを見てまいりました。厳しい財政状況の中で、そういったことを踏まえ、予算組みに当たっては、本当に職員の苦労があったかなというふうには思います。

しかしながら、コロナ禍ということも含め、今のこの社会状況の変化の中で、もう一段積極的な対応が求められるであろう事柄について、総括質疑の項目として4点挙げさせていただきましたので、よろしくお願いします。

まず、1点目ですけれども、生理の貧困に対する町の対応についてということでございます。この問題につきましては、なかなかデリケートな問題でありまして、国内では、問題としてなかなか表面化されてこなかったという背景がございますけれども、このコロナという状況下にあつて、様々な問題が顕在化してきたところでございます。

世界に目を向けますと、諸外国のほうでは、この問題をしっかりと社会問題として捉え、女性への支援が進んでいるところでございますけれども、日本国としては、この問題がなかなか社会問題として捉えられてこなかったというのが現実でございます。そうした中コロナ禍にあつて、実際にアンケート等を民間で取られたときに、この生理の貧困に対して、その用品を買うのに苦労したという若い女性が2割を超えるというような結果が出てきた中で、各自治体での無料配布ですとか、様々なコンビニ等での値下げですとか、そういった対策が今広まっているところでございます。

そうした中、国としてもここに来て13億5,000万円の予備費を活用して、この問題について社会問題としてしっかりと捉え、そして、国としても早急に対応する必要があるということから、予備費の活用が今発表されたところでございます。

それに当たっては、最近出た話でありますけれども、この令和3年度に向けて、令和3年度中にしっかりと町としての対応策というのを明確にしておく必要があると思いましたので、総括質疑の項目とさせていただきます。

まず、1つの観点としては、町で備蓄をしています消耗品です。これのどのタイミングで更新をしていくかということを明確にした上で、その後の活用方法についても明確にしていくという観点がございます。

審査の中で伺ったところ、3年から5年、生理用品については5年ぐらいをめどに更新をしていくという考えでいるということでございましたけれども、実際に在庫を調べたところ10年以上のものもあったということで、なかなかそうなるという次の活用というのが難しいという状況のお話もあったところでございます。

なので、まずはこの消耗品として備蓄をしているものについて、しっかりと更新時期の明確化、そして、その後の活用についての明確化について、町としてどのように考えていくのか、お答えをいただきたいと思います。

2点目につきましては、国のほうで13億5,000万円というここに対する予備費の活用というのが発表されたところでございますけれども、先ほども言ったとおり、国としてもこれは社会問題としてしっかりと捉えて、各自治体での対応というのが今後求められてくるものというふうに考えておりますので、国の動向をしっかりと押さえた上で、この令和3年度、実際、町としてどう取り組んでいくのかということを明確にしなければなりませんので、町としてどのような考えで、前提としては必要な方にしっか

りと届けるような方策を立てていかなければいけないと思いますけれども、町の考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、大きな2点目として子育て支援の充実についてということで、これもコロナ禍の中で、寒川町はこれまで子育て包括支援センターを設置して、その中で相談を受け付けたり、それから助言をしたりということで、様々な形で妊娠から出産・子育てまでしっかりとした支援体制をつくっていただいていることは、しっかりと認識をしているところでございますけれども、このコロナ禍の中でやはり子育て、それから妊娠中にどうしても孤立をしてしまうようなケースが増えてきていて、鬱につながってしまうというようなケースも増えているというデータも出ております。

こうした状況、社会状況の変化の中では、相談、また助言だけではなくて、実際の直接的な育児支援であったりとか家事支援であったりとか、そういったことが今求められているんだというふうに認識しておりますので、もう一段、上のステージに向かっていかなければならないんだというふうに感じております。

しかしながら、直接支援というのをを行うに当たっては、町としては幾つか課題を持っているだろうというふうに思いますので、その課題、また理由についてまずはお聞かせをいただきたいと思います。

それから大きな3点目、ことばの教室についての在り方、その体制強化について伺ってまいります。

町として、このことばの教室の重要性というのはしっかりと認識をされている中で、年々このことばの教室を必要とする児童生徒が増えているというお答えがございました。そうした中で、人員の体制については増やしますというような、3年度に向けてはお答えでございました。こうした問題についても寒川町は本当に積極的に取り組んできておりまして、困り感のあるお子さんたちについては、しっかり学校の現場でも対応していただいているものというふうに思っておりますし、ことばの教室についても、1校だったものを2校に増やしていただいたということもございますが、年々増えている中で、しっかりと確かにこのことばの教室、言語に支援の必要があるお子さんをまずは入り口としてやっていただいているわけですが、やはりどうしてもそういうお子さんの場合は、複合的にいろいろな問題を抱えているケースが多いということも伺ってございますので、言葉だけではなくてその後どういった支援が必要なのかということも含めて、円滑にしっかりとそのお子さんたちに対して、支援が行き届かなければいけないということに関しては、次の段階、次の段階としっかりと円滑に、継続してその支援が行われる体制をつくっていく必要があるというふうに思っておりますけれども、教育委員会としてのまずお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、GIGAスクール構想、まさに令和3年度が本格的にスタートする時期になってまいりました。その中で、GIGAスクールの構想が出た段階でも、将来的にはといいますか、不登校児に対する活用というのもしっかりと考えていかなければいけないし、そこには、やはり有効性というのがあるというような見解が出ております。

その辺を予算審査の中で確認したところ、不登校児童へのGIGAスクールの活用については、これから検討しますというお答えでありましたけれども、これはやはり同時進行でなければいけないのかなというふうに感じておりますし、全く検討がされてないという状況ではないだろうというふうには考えておりますので、いずれにしても、この部分については早い段階で町としての方向性、教育委員会とし

ての方向性をしっかりと確立していく必要があると思いますので、今後に向けての考え方について、まずはお答えをいただければというふうに思います。

以上でございます。

【横手委員長】 総括質疑は終わりました。それでは、順次答弁をお願いいたします。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 それでは、生理の貧困に対します町の対応について、1つ目、町で備蓄しております消耗品のローリングストックの明確化と更新時の活用についてのお尋ねにお答え申し上げます。

現在、町では防災備蓄品といたしまして、生理用品を各広域避難所に保管してございます。保存年限といたしましては、明確な規定がなかったため、10年保存としてございました。今回のご質問のローリングストックの更新時期の明確化を受けまして、メーカーのホームページ等から製品の使用期限を確認したところ、明確な使用期限はないものの、製品規格といたしましては3年から5年を推奨しているため、今後につきましては5年保存とすることにいたしてございます。

なお、備蓄品の再活用につきましては、備蓄品の入替え時を調整いたしまして、子育て事業や小中学校の保健室、社会福祉協議会などの活用を検討いたしまして、必要な方々への提供を行ってまいりたいと考えてございます。

引き続きまして、2つ目の国の助成支援の動向に合わせ、生理の貧困問題に対する町の考えはとのお尋ねにお答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、経済的な理由により生理用品を買えない生理の貧困が社会的な問題となってございます。このような状況の中で、国は孤立や困窮状態にございます女性を支援するため、地域女性活躍推進交付金を拡充いたしまして、対応する旨の方針が出てございます。

現段階では、拡充部分に関します交付金の詳細については示されてございませんが、この交付金は女性活躍推進法、正式名称は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づきまして、地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的としてございまして、この法律に基づく施策については、現在の機構上は私ども町民部協働文化推進課が主に担当してございます。情報の収集に努めてまいります。いずれにいたしましても、女性支援策の1つとして、今後国が示す具体的な内容を注視しながら、交付金を活用した取組について検討してまいります。

以上です。

【横手委員長】 内田教育次長。

【内田教育次長】 それでは、大きな1点目の生理の貧困に対する町の対応について、町立学校での対応についてお答えさせていただきます。

生理用品につきましては、各学校において主に保健室での対応を行っています。子どもの発達段階の関係から、特に中学校において緊急時に必要な生徒に対応しております。なお、学校においては、必要に応じて購入し、活用するなどしているため、長期に保管することはございません。今後も必要な子どもたちが困らないよう、引き続き配慮はしてまいりたいと考えております。

また、国の助成制度の件に関しましては、まだ報道されている以上の情報が具体的には入ってきておりません。教育委員会といたしましても、今後、国の動向を注視し、各学校における実態、また、近隣の動向も注視しながら、助成制度の活用について適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【横手委員長】 伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、子育て支援の充実につきましてのご質問にお答えさせていただきます。

町では現在、子育て世代包括支援センター事業や産後ケア事業を通じまして、妊婦の状況把握や妊婦出産・子育てに関する相談、情報提供、助言、保健指導、乳児指導や心理的ケアなどに取り組んでございます。これらの取組によりまして、妊産婦の継続的な支援に力を入れているところでございますが、国のガイドラインに即して実施していることもあり、家事援助などの直接的な支援は行っていない状況でございます。

直接的な支援を町が実施するには、現状では、町の単独事業として行うことになりますので、支援を提供する体制をどう整えるかといったことをクリアする必要があります。どの程度の需要が見込まれるかにもよりますが、人材がどの程度必要か、またそれをどうそろえるか、そのために必要な財政的負担や財源をどうするかなど、様々な課題があると捉えているところでございます。

以上です。

【横手委員長】 大澤教育長。

【大澤教育長】 それでは、3点目、4点目の質問にお答えいたします。

まず3点目、ことばの教室の在り方についてでございますが、寒川町では、言葉の障がいがある児童生徒が現在通学している学校に籍を置いたまま、必要な時間だけ適切な指導や助言を受けられるよう、ことばの教室を設置しているところです。また、その申請等において、各校長間の連絡を密にしながら進めるとともに、ことばの教室担当者と通常級の学級担任、保護者と情報共有を定期的に行っております。

そうしたことから、実際に子どもたちの持つ課題等の実態に応じて、特別支援学級などさらなる支援につながっていくケースもあります。委員ご指摘のとおり、子どもたちが特別支援教育などの適切な支援を受けられるよう、ことばの教室担当者と保護者、学級担任が連携を密にするとともに、次の支援への円滑な接続が行われるよう、引継ぎを慎重に行うことが重要であると考えます。

続いて、4点目、GIGAスクールの運用についての不登校児童生徒に対する利活用についてでございますが、タブレット端末には標準装備されているインターネット機能とカメラ機能を使った通信があります。家庭訪問や相談面接において、関係性が少しずつ図れても、次の機会までには時間的な間隔が生じてしまうことがあります。その合間にメール等を介した関わりも可能となります。対面して、言葉で伝えることができないことでも、文字を介したやり取りでは、自分の思いを相手に伝えられることもあるかもしれません。このような関わりを重ねることで、相互理解とともに関係性の構築を図ることができると思います。

また、カメラ機能を活用したビデオ通話を通じて、リアルタイムに映像と音声でつながることができ

ます。学校、学級の雰囲気を間接的に体験することができ、学校の様子を知るとともに、学校やクラスメートとのつながりができ、登校へのハードルを下げることにつながるのではないかと考えます。

以上でございます。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 それでは、順次続きの質問をさせていただきますが、まず、生理の貧困に対する町の対応についてということで、まず、ローリングストックについては、明確にしていきたいと思いますというお答えでございました。また、次の利活用につきましても、しっかりと明確にしていきたいと思いますというお答えがございましたので、ここの部分については、早急に在庫等も調べていただきながら、今後についてはしっかりとその体制を整えていただければというふうに思います。なので、ここの部分、ローリングストックの部分については結構でございます。

国の動向に合わせてということにつきましては、担当課としては、協働文化推進課ということで、男女共同参画の観点からというお話でありましたし、担当課、どこが担当として担うのかということも1つの問題ではありましたが、町としては、しっかりとその担当部署をここで明確にいただいたことだというふうに思いますけれども、ただ、ここは本当にデリケートな問題で、非常に対策としてやっていくには配慮が必要になってくるかと思います。当然、協働文化推進課だけではなく、今、お答えいただいた学校現場もそうですけれども、あとはやはり福祉の部門との連携も必要になってくるかと思います。

これは国のほうとしてもしっかりと社会問題として捉えて、支援を行き届かせようということで、予算が取られたところだと思いますので、その対応については、各自治体がどう対応していくのかということが求められているんだというふうに思います。

国の今、大枠の考えとしては、NPOの団体ですとか社会福祉協議会の協力だとか、そういったことを考えておりますが、ただ、本当にそれで済むのだろうかという部分があります。いろいろな様々なケースで、困っている方がいらっしゃるというのもアンケート等では出ておりますので、やはり福祉の部門との連携等も必要になってきますし、もしかしたらほかの部署との連携等も必要になってくるかと思いますが、しっかりとその辺を連携をしながらやっていただきたいと思いますけれども、その部分について、町としてどうお考えになるのか。

基本的には、ここの部分の支援については、しっかりと国が予算をつけていただきましたので、町としても何らかの対策を講じるということを前提として、どういうやり方をすればいいのか、どういう団体の協力をいただくことが重要なのかということをしっかりと精査していく必要があると思いますけれども、進めていくということを前提にした場合にどうやってその辺の調整を行っていくのか、町のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、子育て支援策については、今、子育て世代包括支援センターの中で、法的にこの直接的な支援等がなかなかその事業の中ではできないということでございました。もしやるとすれば、町単独の事業としてしっかりと予算化をして、さらには一番大事なものは、人材をどうやって確保していくかという問題になってくようかと思います。そうした壁をクリアしていかなきゃいけないということではございましたが、今、コロナ禍の中で、実際に鬱につながっていくケースも多くなっているという状況を踏

まえて、産後鬱に対する直接的な家事支援、子育て支援の必要について、町としては、どのように捉えているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、ことばの教室については、今、教育長のほうからお答えをいただいて、しっかりと対応していただいているものと思います。特に学校現場の理解として、当然研修等を通してしっかりとやっていただいているということは確認をさせていただきました。お子さんたちの支援に関しては、やはりこれはお子さんたちの特性でございますので、その部分をやっぱり通常級の担任の先生ですとか、実際の学校の現場で、どれだけ理解度を進めていくかということが非常に重要になってくるかと思います。

これは1回研修をやったから済むという話ではなくて、常時やはりそういった研修、勉強会等をしっかりと広げていく必要があると思います。当然学校現場でも忙しいさなか、時間を見つけ出していただいて、そういう取組もしていただいていることと思いますけれども、その辺現場の中で、町としてどういうふうに取り組んでいるのか、お聞かせをいただければというふうに思います。

それから、GIGAスクールの不登校児童への活用につきましては、やはりなかなか学校に登校できないお子さんたちにとって、カメラを通じて、それからビデオを通じてやっていくこと、それをもってしっかりとつながっていくということに効果を発揮するんだろうというお話がございましたので、ただ、これは審査の中では、これから検討していきますということでございましたけれども、やはり同時進行で、このGIGAスクールを進めながら同時進行で、確立していく必要があろうかというふうに思います。

きっちり決めるというよりも、現場の中でやりながらこういう方法がいいんじゃないかということ、積極的に取り組みながら進めていくんだろうというふうに思いますけれども、その辺の不登校児童への利活用について、どのように令和3年度、展開されていくのか、教育委員会としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 それでは、順次答弁をお願いいたします。

亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 大きな1点目の2点目、福祉課としての関わり方についてお答えいたします。

町といたしましても、貧困問題につきましては、様々な課題を抱える生活に困窮する方に対しまして、一人一人の現状に応じた包括的な支援に取り組むことが、極めて重要であると考えております。一時的な支援にとどまることなく、生活の基盤を築くことが生活困窮問題の根本的な解決を図ることになると認識しております。

今後、国の動向を注視し、詳細が示された際には、早い段階で関係課等と連携を密にし、事業スキームの検討に着手し、しっかりと取り組んでまいります。

以上です。

【横手委員長】 伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、子育て支援の充実についての再質問にお答えさせていただきます。

平常時であっても、核家族化や地域社会のつながりの希薄化などによって、子育て家庭の孤立化が叫ばれている状況を踏まえまして、町では先ほど申し上げましたように、子育て世代包括支援センターや

産後ケアの取組、さらには母子保健に関わる様々な取組を通じまして、妊娠期から出産・子育て期にわたって切れ目ない支援を行っているところでございます。

また、ファミリー・サポート・センター事業、心身のリフレッシュを目的に利用していただくことをご案内するなど、地区担当の保健師が日頃から心配な妊産婦に寄り添った支援を行っている状況もございます。

しかしながら、昨年来続くコロナ禍の中では、感染の不安による外出自粛など、いつも以上に周囲との関わりが薄くなることが懸念され、ご質問にあるような希薄化の顕在化や鬱の発症が増えているという現状を踏まえ、相談支援を中心とした現在の取組のほかに、家事援助などの直接的な支援を通じて、支援者と直接心が触れ合うことによって気持ちが安らぐ、そんな新しい支援が求められているのではないかと感じているところでございます。

以上です。

【横手委員長】 大澤教育長。

【大澤教育長】 それでは、ことばの教室の在り方について、再質問についてお答えをいたします。

教育委員会としましては、今求められている教育課題へのニーズに応じて研修を実施しているところですが、近年においても、特別支援教育に関する教職員研修を実施しております。また各校においても、職員会議等において、特別支援学級の担当教員やことばの教室担当教員によるミニ研修会を行うとともに、特別支援教育に精通した管理職が、各教員に対して特別支援教育の視点からの授業改善に向けた指導、助言を行うなどして情報共有や発達に課題を持つ児童生徒に対する理解を深め、指導力の向上に努めています。

さらに、発達に課題を持つ児童生徒への対応について、各教員の関心が高まっており、そうしたニーズに応じて、校内研究及び研修として、医療関係者や特別支援教育に精通した大学教授を講師として招聘し、課題を持つ児童生徒への理解を深めるとともに、適切な接し方などの対応力を身につけているところ です。

加えて、今年度、神奈川県特別支援教育大学派遣研修生として、本町の小学校教員が特別支援教育の推進及び教育実践の向上に資する能力や指導的役割を果たすための専門的知識・実践力を身につけるなど、人材育成にも努めています。

教育委員会としましても、こうした教職員の研修、研究が充実するための支援を今後も継続してまいります。

次に4点目、不登校児童生徒に対する利活用について、教育委員会としてどのように考え、今後対応していくのかというご質問でございますが、教育委員会としましては、他の一部自治体において、先進的に不登校児童生徒に対して、ICT端末を利活用し始めていることを承知しているところです。

まずは、こうした事例について、管内を中心に情報収集を行っているところです。ICT端末の利活用を進めるに当たっては、こうした様々な事例から、その効果はもちろん学校現場の過度な負担にならないことや、児童生徒の実態やニーズに応じて、ICT端末の利活用を進めることを踏まえながら、適切な利活用の方法や考え方について、多面的・多角的に調査研究をしてまいりたいと考えます。また、そうして得た情報等について、研修会等を通じて各学校に伝達し、活用してまいりたいと考えております。

す。

以上でございます。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 最後となりますので、まず、生理の貧困につきましては、町としてもしっかりと社会問題として捉えて、基本的に対策を講じるということを前提として、各課しっかりと連携をしていただけるものと認識をいたしました。これは国のほうでも予備費を使つての支援ということで、大々的に打ち出したということについては、やはりしっかりと女性の問題ではありますけれども、やはり社会問題として、我々男性もしっかりと理解をした上で、様々な配慮をしていくということが必要になってくると思いますけれども、町長として、この問題を社会問題としてどう捉えているのか、それからまた、町としてしっかりと支援を何らかの対策をしていくということに関して、町長としての見解を最後お聞かせいただければというふうに思います。

それから、子育て支援策につきましては、そういったコロナ禍という社会状況の変化も含めて、実際の直接的な支援の必要性というのは捉えていますということで、部長から答弁をいただいたところでございますけれども、ただ、今の体制の中では、なかなか町が直接的な支援を、家事援助、育児支援を行っていくというのは、なかなか幾つもハードルを越えていかなきゃいけませんので、それを越えていくために、少しずつそのハードルを越えていくための対策を考えていかなければいけないということになるうかと思ひます。

例えば今こういった産後鬱に対しての直接的な支援を考え、進めているような団体等も全国的には出てきておりますので、そういったところは講師を派遣をして、その直接的な支援を担う人材育成に取り組んでいるところでございますけれども、町としても、そういった人材育成に当たって、家事援助や育児支援を直接的に行っていただけるような方の人材育成から進めていくというのが現実的なのかなというふうに考えております。

なかなか町の職員が、町が直接というのが、その部分について直接町の職員がやっていくというのはやっぱり現実的ではない。やっぱり外、民間の力を活用していく必要性が今後は出てくるんだろうと思ひますので、その辺の人材育成をまず進めていくということに関して、町としてどう捉えているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

ことばの教室の在り方については、理解をいたしました。これからも継続して、しっかりとそういった研修を受けていただいた方ですとか、特に専門知識、実践力を身につける人材育成にも取り組んでいるということでございましたので、その人が持っているやっぱり知識また経験を広く底辺に広めていくということが大事だというふうに思ひますので、しっかりとこれも今後も進めていただければというふうに思ひます。

GIGAスクールの不登校児童に対する利活用につきましては、今、教育長から答弁あったとおり、教育委員会だけで考え、いろんな考えをもう既に検討を進めていただいているところだと思ひますけれども、それが現場の過度の負担になってはいけないという観点も、今教育長のほうからお話がありました。確かにそうだというふうに思ひます。

どうやってここの不登校児童への利活用については、現場の各学校にどうやって落とし込んでいくか

というのが、非常に重要な部分であるというふうに思いますので、そこについては、これからしっかりと検討ということでしたので、しっかりとその辺にも配慮しつつ、できることは最大限に行っていただきたいと思いますので、この辺についても要望になりますけれども、取組をしっかりと行えるような形で進めていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 黒沢委員、3番目と4番目は要望になっておりますが、一応ご意見はいただきますか。よろしいですか。では、すいません、それで答弁をお願いいたします。

木村町長。

【木村町長】 今、大きな1点目、生理の貧困についてということでお尋ねがございました。町としての対応、過日、今週の火曜日ですか、坂本担当大臣のほうから発表がございまして、無料配布を補助対象として認めようというふうな形も出ておりますけれども、やはりこの従来の男社会の中で、なかなか行政も十分に理解がされていないということが私も反省しなきゃいけないのかなと思っております。

そのような社会の壁が、なかなかその支援の行き届かない部分、孤独や孤立になってしまうというようなこともございます。やはり今回のご提案については確かに配慮すべき課題という認識がございます。支援が行き届かなかった問題としての認識を持つところでございます。先ほどお話もございました内部、役場内部の関係課との連携、また、外部団体との調整も含めて今後は対応を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、子育て支援の充実についての質問に対する最後の答弁をさせていただきます。

支援を担う人材をどう確保するのかというのは、先ほども申し上げましたとおり、直接的支援の実施を考えるときの大きな課題として捉えてございます。町が直接的に雇用するというのは、必要人数にもよりまうけれども、非常にハードルが高くなりますので、地域資源という形で人材を活用することができれば、これは理想的であると考えております。

町が事業として直接的支援を行う場合は、それを担う人材としましては一定の水準を満たすスキルが必要であると考えますので、先ほど委員ご提案のように、家事支援を専門とする業界団体等から講師派遣をいただき、研修等によりまして人材育成をするといった取組につきましても、1つの選択肢であると考えてございます。

現状を踏まえますと、町においてどのぐらいの需要が見込まれるのか、どのぐらいの人材が必要なのか、よく状況把握に努める必要があると思っております。コロナ禍がいつ収束するのかにつきましては、不透明な状況におきまして、直接的な支援が必要な方がいらっしゃることも承知しております。今後、ご提案のような取組の必要性は一層高まると思われますので、適切な対応策につきましては、よく研究をしてまいりたいと思っております。

以上です。

【横手委員長】 教育長、特に何かございますか、大丈夫ですか、よろしいですか。

大澤教育長。

【大澤教育長】 3点目でございます。私は支援教育については、特別、特段の思いがございます。

ですから、支援教育の中には例えば不登校児童生徒に対する対応とか、あるいは様々な障がいがある児童生徒への対応とか、もちろんことばの教室等も含まれております。特に不登校児童生徒については、一番困っているのは本人なんです。そして、ご両親、家族というふうに皆さんそれぞれ困り感があります。

私は特に相談指導教室の先生、あるいは訪問相談員に対し、あるいは学校に対してもそうですけども、不登校状態になっている児童生徒に、必ず何らかの形でつながれるようにしてほしいということもお願いしてあります。ですから、これについては、不登校児童生徒については、今後とも十分に組み組みでまいりたいなと思っております。

また、障がいがある児童生徒、特に特別支援教育でございますが、これについても昭和39年に寒川小学校に、当時は特殊学級と言ったんですけども、そういう学級がございました。また、40年には寒川中学校にそういう教室が設けられたわけでございますが、それから、何と45年後、一之宮小学校にそういう特別支援学級、まさにたけのこ級としてできました。それがここまで来る間に全ての学校に特別支援学級が設置されたと、また、ことばの教室についても、これは平成7年に私が町の教育委員会の指導主事をやっているときに、そういう保護者からの要望があって何とか寒川町にもことばの教室を設置したいという思いで、当時の教育長の指導を受けながら、ことばの教室の設置に向けて取り組み、平成8年度に、何とか小谷小学校に設置できたと。

しかし、当時もことばの教室は10名以上ないと設置できないということがございました。ですから、10名なかなか集まらなくて、当時は特別支援学級の保護者にもお願いをして、何とか10名を集めて小谷小に承認開設したと。そういうようなこともございました。その当時はですから10名前後でやりました。

その後どんどん、ことばの教室に通う児童が増えまして、平成29年度ですか、線路をまたいで南部のほうにもぜひつくってほしいということもございまして、一之宮小学校にも、ことばの教室を開設したと。現在、小谷小学校、一之宮小学校には、令和3年度ですけれども、40名を超える、どちらも40名を超える児童が通う予定です。そこには教職員も3名、4名と配置する予定でございます。そういったわけで、これからはしっかりと組み組みでまいりたいなと思っております。

それから、最後の4点目の不登校のところですけども、ICTの端末活用については、先ほどもお話し申し上げましたように、学校の先生の多忙化等にもつながらないように、各校の体制が整い次第、これについてもしっかりと対応してまいりたいなと思っております。

以上でございます。

【横手委員長】 ありがとうございます。それでは、黒沢委員の総括質疑を終わりたいと思います。暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

【横手委員長】 それでは、休憩を解いて、特別委員会を再開いたします。

続けて、総括質疑をお願いいたします。青木委員。

【青木委員】 日本共産党会派の青木博でございます。今回、大きく分けて5つ質問しますが、よろしくお願ひします。

まず1つ目です。国民保険料についてお尋ねします。コロナ禍などでの影響で、国民健康保険料加入

者の方々の所得は減り続けている中で、やっぱり高過ぎるこの国民健康保険料に対して、全国の知事会が協会けんぽの保険料並みに引き下げるために1兆円の公費負担を要望しているといった状況があります。

そういった状況の中、支払いが困難な方々についての現状と、世帯での子どもの均等割の保険料について伺います。

また、2つ目です。住宅リフォーム制度についてお尋ねします。まず、1つ目ですが、住宅リフォームは、地域経済を活性化を図る上で有効な事業だと思います。まず、現状について伺います。直近3年間の利用件数と経済効果の額について伺います。

3つ目です。コミュニティバスについてお尋ねします。まず、地域の公共交通事業に応じて運行されるのが、ご存じかと思いますが、コミュニティバスです。まず、現状を伺います。全町での路線数と各路線の1便当たりの利用者数をお尋ねします。

4つ目です。少人数学級についてお尋ねします。昨年、緊急事態宣言後に分散登校になりました。その中で、各学年、実質少人数学級ということが実現しました。一般質問でも、質問させていただきましたが、少人数学級については効果が教育委員会も認められるということをご存じです。そういった流れで、国の動きも気になるところですが、少人数学級について、まずは、国の動向について伺います。

5つ目です。学校給食センター整備事業費、基本構想を基に質問することになってしまったんですけども、基本構想・計画に記載のある建設について、当初18億円というふうにありましたが、26億円までということになりました。その点についてのその差についてお尋ねします。

以上、1回目の質問とします。

【横手委員長】 総括質疑は終わりました。それでは、順次答弁をお願いいたします。

亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 それでは、大きな1点目の国民健康保険について、国民健康保険料の納付が困難な方の現状と、均等割についてお答えいたします。

国民健康保険料の納付が困難な方につきましては、窓口での納付相談を受け、また、保険料の減免制度につきましては、町ホームページ等で周知しております。また、保険料における均等割につきましては、所得にかかわらず加入者一人一人に均等にかかるものでございまして、子どもについても対象となっております。令和2年度における子どもの均等割保険料額につきましては、1人3万3,000円となっております。

以上です。

【横手委員長】 大川環境経済部長。

【大川環境経済部長】 続きまして、2点目の住宅リフォーム等建築工事推進助成制度における、直近3年間の利用件数及び経済効果額についてご回答いたします。

まず、利用件数についてでございますが、平成29年度につきましては56件で、上限額となった件数は26件、上限額での利用率は約46%となっております。同様に平成30年度は56件で、上限まで達したのが17件、上限での利用率は約30%でございます。続いて令和元年度でございますが、令和元年度は63件で、上限額は22件、上限での利用率は約35%でございます。

次に、経済効果でございますが、町共通商品券の発行額と町内事業者が行ったリフォーム工事費用を合わせた合計を経済効果額と考えますと、平成29年度は、商品券発行額が286万7,000円、町民の工事請負金額となる消費金額は8,600万円、合計は8,886万7,000円となっております。平成30年度は、商品券発行額は265万1,000円、消費金額は6,769万円、合計額は7,034万1,000円でございます。令和元年度は、商品券発行額が321万5,000円、消費金額は1億166万円、合計額として1億487万5,000円となっております。

よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、3番目の公共交通充実促進事業についてのご質問でございます。

コミュニティバスの現状の路線数と各路線の利用者数のお尋ねでございますが、路線につきましては、倉見大村ルート、南ルート、東ルートの計3路線でございます。また、利用者数につきましては、令和2年度における現在までの平均での1便当たりの利用者数としては、倉見大村ルートが4.42人、南ルートは2.8人、東ルートは6.17人でございます。

以上です。

【横手委員長】 大澤教育長。

【大澤教育長】 それでは4点目、少人数学級における国の動向についてでございますが、公立小学校の学級編制を35人に引き下げる、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案が、令和3年2月20日に閣議決定されました。これにより小学校において、令和3年度は2年生まで、令和4年度は3年生までというように、5年間かけて段階的に1クラス当たりの人数が35人に引き下げられていきます。

【横手委員長】 内田教育次長。

【内田教育次長】 それでは、5点目の学校給食センター整備事業費のうちの建設費についてお答えさせていただきます。

先日の一般質問でもお答えしたとおりの内容なんですけれども、基本構想・計画に記載のある18億という建設費用は、あくまで自校方式、親子方式、センター方式を比較するためのものとなります。比較をするために、各方式に諸条件があると比較ができないため、標準的な給食センターの建設費をお示したものとなります。

現在の建設費用の26億円という金額は、基本構想・計画で示した寒川町の給食提供に対する基本方針である8つの給食提供のころを反映し、寒川町独自の給食センターを整備するために必要な建設費用でございます。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 2つ目の質問に入ります。国民健康保険料ですが、支払い困難な方には窓口やホームページなどで周知しているということは分かりました。子どもの均等割なんですけれども、保険料は生まれたお子さんにも3万3,000円と、これは子育て世帯に負担がかかるということになると思いますが、やはりこの厳しい時節ですので、子どもの均等割減免について、国も考えているとは思いますが、その国の動向と既に減免をしている県内自治体はあるのかお尋ねします。

2つ目です。住宅リフォームです。年間の利用数は大体50件から60件、上限の利用率は30%から50%です。経済効果は年間でこの直近ですけれども、約7,000万から1億円程度ということで分かりました。利用については1回限りということもあり、先ほども答えていただいたんですけれども、半数近くの方が上限での利用をされていて、町内でも経済効果が大きいということが分かりました。

このような制度を、非常に有効な制度ですので、利用したい方にはしっかりと知っていただくことも必要だと思います。しっかりと町民の皆さんに周知をさせていただいているのか、伺います。

それと3つ目です。コミュニティバスです。路線数と1便当たりの利用者数をお聞きしました。南ルートがほかのところより少ないんですけれども、この南ルートに当たる一之宮五丁目の方々から、私もいろいろと歩いている中で聞くと、コミュニティバスの便数を増やしてくださいという要望が多数あるんです。この高齢化が進む中で、最終便が14時台、14時35分から始まるということなんですけれども、利用者の利便性を考えれば、もう少し使い勝手のいいダイヤ改正も考えるべきだと思います。住民サービスという観点から、利用者の時間に合ったダイヤ改正も考えるべきだと思いますが、そういった考えはあるのでしょうか、伺います。

4つ目です。少人数学級については、国も今お答えしていただいたとおり、国もやっぱり少人数学級の重要性、やっぱり認識していると思うんです。段階的なんですけれども、取り組んでいくということで、町の動向については分かりました。現在、町独自に少人数学級について行っていくんですけど、今後も継続していくのかという見解を2つ目、伺います。

5つ目です。学校給食センター整備事業費についてです。必要な建設費用があるからということで、この差というか、26億円ということでした。基本構想・計画時点から、計画も変更になる部分も今も18億という土台と思うんですけれども、その中で食育の充実と敷地面積が当初より増えるという場合について、想定額についてお尋ねします。

以上です。お願いします。

【横手委員長】 亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 それでは、1点目の国民健康保険料の子どもの均等割減免についての国の動向、そして、県内市町村の実施状況についてお答えいたします。

全世帯対応型の社会保障制度の構築を目指して、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和4年度より未就学児の均等割保険料について、その5割を公費により軽減することとなっております。補助率につきましては、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1となる予定でございます。

県内市町村の状況につきましては、中井町が令和元年度より、大井町、箱根町、清川村が令和2年度より、それぞれ要件は異なりますが、実施している状況でございます。町といたしましては、今後、近隣市町村等の動向について情報収集し、令和4年度の実施に向けて準備をしております。

以上です。

【横手委員長】 大川環境経済部長。

【大川環境経済部長】 続いて2点目の住宅リフォーム助成制度における周知についてのお尋ねにお答えいたします。

事業の周知につきましては、町ホームページをはじめ、暮らしの便利ガイド、チラシなどを通じて、

通年での周知を行うとともに、毎年春には「広報さむかわ」にて制度周知を行ってございます。本年につきましても、「広報さむかわ」5月号に掲載を予定しております。

また、直接利用者との関わりがございす建築組合や不動産業協会に対して、個人住宅取得奨励金制度と合わせ、毎年制度説明をさせていただいておりますので、本助成制度を必要とされている方に対しては、ほぼ周知が行き届いているものと考えてございます。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、3番目のコミュニティバスの南ルートに関するダイヤ改正についてのお尋ねでございますが、南ルートにつきましては、運行開始以来の利用実態により、現在のルート及びダイヤに至った経緯がございます。現状の南ルートの利用者数につきましては微増傾向が見られる状況となっておりますが、同じ車両を共用しております倉見大村ルートにおける乗りこぼしや、新型コロナに起因する公共交通全般における利用控えなどの課題もあり、早急な便数増を含めたダイヤ改正は難しいながらも、町民の利便性向上は町としても本意とするところでありますので、他の路線状況や新たな生活様式の動向などを踏まえ、総合的な視点を持って、利便性の向上に努めてまいります。

【横手委員長】 大澤教育長。

【大澤教育長】 4点目、今後町として独自の少人数学級の継続するのかどうかということでございますが、令和3年度につきましては、国が小学校2年生まで少人数学級に取り組み、町独自としまして、小学校3年生まで少人数学級に取り組みます。令和4年度以降につきましては、今後も国や県の動向を見据えながら対応を考えてまいります。

以上でございます。

【横手委員長】 内田教育次長。

【内田教育次長】 食育の充実と敷地面積の関係についてお答えさせていただきます。

食育につきましても、先日の一般質問で教育長の答弁のとおり、各学校において文部科学省が示している食に関する指導の手引に基づき年間の指導計画を立て、学校、教育委員会、栄養士が連携して進めているところでございます。また、給食センターができましたら、中学校にも給食が提供されることになります。そのことから、食育については充実するものと考えております。

また基本構想・計画に示した敷地面積は、今回整備する寒川町給食センターの規模に必要な面積であり、用地が確定したことによる面積増となっております。借地料につきましては、企業庁と今後協議をしておりますので、現時点での見込みとなっております。

以上でございます。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 では、最後の質問になりますが、国民健康保険料、県内では均等割をここ最近ですけれど、減免しているということで、そういった自治体もあることが分かりました。子どもの減免については、前向きに動いているのかなと認識をしました。

最後なんですけれども、この子どもの均等割の保険料、減免した場合、標準世帯ベースで軽減になる額というのは、年間でどの程度になるのか、最後にお尋ねします。

それと住宅リフォーム、ほぼ周知が届いているということで、今後もしっかりと周知していただけれ

ばと思います。現状の助成額が工事費の5%で、上限額は6万円となっています。予算委員会の中でも、利用者アンケートの結果からも一定程度の効果が認められることから、拡充の考えはないという回答がありましたが、改めてお尋ねします。経済効果を見込んで、助成額については工事費の10%、上限額を10万円とさらなる拡充をするべきだと考えますが、町の考えをお伺いします。

3つ目です。コミュニティバスです。前向きな答弁していただいたかなと思います。利便性に努めてまいりますということでした。利便性を図る上で、現在のコミュニティバスだけではなく、臨機応変に、必要人数に合わせた軽自動車などを活用するなど、地域に合わせた、1つ目で読みましたけども、やっぱり公共交通の需要に応じて運行されるコミュニティバスなので、地域に合わせたこの移動手段も必要だと思います。その点についてお考えを伺います。

少人数学級です。令和3年度も引き続き取り組むということでした。令和4年度以降は、国や県の動向を見据え、対応を考えていくということで分かりました。

最後ですけども、いつ収束するか分からない今コロナ禍の状況で、社会的距離、ソーシャルディスタンスと言っていますが、社会的距離を保たなければならないこの昨今、35人と一歩前進したことは理解しているんですけども、距離を取るには、まだ政府が出しているやつですとやっぱり20名というのが、社会的距離を保てるんです。そういった点ではまだ不十分だと思うんです。コロナ対策を取るには、そういったさらなる拡充が必要だと思いますが、町の考えを最後に伺います。

基本構想の中でいろいろと、ということでなかなか答えられないのかなということなんですけども、最後に質問させていただくのは、同僚議員が一般質問の中でも、建設費についてセンターの優位性は変わらないという回答がありましたが、各方式、いろいろな面で違いがあると思うんです。だから、総体的に増えるという理由ということについて、最後に伺います。

【横手委員長】 亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 1点目の国民健康保険料の均等割を減免をした場合の軽減額についてお答えいたします。

令和2年度の料率で計算した場合ですが、減免額は1人当たり1万6,650円でございます。そして、令和2年2月末時点での国保加入者の状況で試算をしますと、減免総額等につきましては120世帯154名が対象となりまして、256万4,000円となります。

以上です。

【横手委員長】 大川環境経済部長。

【大川環境経済部長】 続きまして、2点目、住宅リフォーム助成制度のさらなる拡充についてのお尋ねでございます。

担当からもご説明させていただきましたとおり、本助成事業につきましては、地域経済の活性化を図ることを目的に、商業施策として実施する事業であり、現状としての効果は得られていると考えてございます。

さらなる制度の拡充につきましては、町の財政状況や事業に対する費用対効果などを加味して検討していくこととなりますが、現状といたしましては、さらなる制度拡充についての考えはございません。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、3番目のコミュニティバスの地域に合った移動手段の考えはとのお尋ねでございます。

将来に向けた公共交通の充実には、コミバスも含め様々な移動手段による総合的な交通施策が必要であると考えております。そのような中では、小型車両を用いた予約型乗り合いによるオンデマンド交通やコミュニティによる乗り合いシステムなどもございますが、今後は町内の各地域の実態や様々な移動手段についての調査研究に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 大澤教育長。

【大澤教育長】 それでは、4点目、町として少人数学級のさらなる拡充の考えについてはということでございますが、寒川町では、国、県に先駆けて、少人数学級の拡充に向けて取り組んできております。また、その有効性も認識しているところでございます。児童生徒が安心して楽しく学校生活を送れるよう、少人数学級のさらなる拡充につきましても、今後も感染症対策に十分配慮しながら、安全安心を第一に考え、教育活動を進めていくことが必要と考えますので、引き続き国や県へ要望しつつ、推移を見守りたいと思います。

以上でございます。

【横手委員長】 内田教育次長。

【内田教育次長】 給食センターの件についてお答えさせていただきます。

これまでもお答えしているところなんですけれども、町では給食提供に関する基本方針としまして、「給食提供のこころ」を定め、それを実現する施設整備を考えております。仮に今後、給食の提供を自校方式とするおつもりでも、この給食提供のこころ、8つのこころを反映した設備や機器を購入することになりますので、総体的に増加するというところでお答えさせていただいているところでございまして、この8つのこころを反映したものをつくるのであれば、給食センター方式が有利だということの判断で進めているところでございます。

【横手委員長】 それでは、青木委員の総括質疑を終わりたいと思います。

続きまして、次の方の総括質疑をお願いいたします。

茂内委員。

【茂内委員】 立憲民主党の茂内久代です。よろしくお願いいたします。

コロナの中、厳しい情勢の中、町の予算を組むという大切なことに関わらせていただきました。町としても細いところまで考えておられ、執行部の方々をはじめ、職員の方のご苦勞をお察しいたします。

そんな中、町をよくするために予算の組み方をする中で、予算特別委員会にて質問させていただきました。

本日は予算特別委員会にて質問させていただいた中で、さらにお尋ねしたいことをお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私は4つの質問をいたします。1つは民生委員について、2つ目は自家発電装置について、3つ目は学校教育における豊かな心・文化育成事業について、4つ目はオンライン学習についてお尋ねいたします。

まず1つ目です。民生委員の成り手不足について、お尋ねいたします。民生委員は地域住民の身近な相談役として、地域の見守りや関係機関への橋渡しとして、地域福祉の担い手として様々な活動を行っているらしいです。しかし、近年の高齢社会の急速な進展や生活困窮者、児童虐待など、多様化・複雑化した問題を抱える世帯の増加など、民生委員の取り巻く社会情勢は厳しさを増しております。

一方、民生委員の業務量の増加や成り手不足が課題となっています。民生委員の成り手が不足していると聞く中、寒川町での現状を質疑応答でお聞きしましたところ、寒川町では、若干の不足ということでした。今後のことを考えて近隣ですと、相模原市で導入されている民生委員協力制度というものがあり、この制度は課の方もご存じだと思います。

民生委員の負担軽減を図る1つの手段として、民生委員活動の補佐・協力をするものの民生委員協力制度をいま一度、民生委員の活動しやすい環境づくりに向けて、導入を検討されてはいかがでしょうか。

2つ目の質問です。庁舎の自家発電装置についてお伺いいたします。庁舎に設置されており、防災の観点からも重要な自家発電装置の更新について、改めてその内容について詳細をお尋ねいたします。

3つ目です。学校教育における豊かな心・文化育成事業についてお尋ねいたします。豊かな心・文化育成事業というすてきなネーミングの事業がありますが、この事業は、各小学校で音楽鑑賞など芸術に触れるものだと思います。

最近の学習指導要項の改定では、主要な教科の授業数が増える一方で、音楽や美術などの芸術系の教科の授業があると質疑で示されました。寒川町は令和2年度はコロナ禍ではありましたが、どのような取組をなさいましたか、お尋ねいたします。

4つ目にまいります。オンライン学習についてです。就学援助において、オンライン学習通信費が盛り込まれるようになりましたが、今後の運用について確認をさせてください。

まず初めに運用についてです。これまでの質疑において、災害時などの緊急の際に、モバイルルーターが貸し出され、そのことによって、学習の機会が提供されることを示されましたが、その運用などについて少し疑問が残りました。月々1,000円が就学援助と合わせて支給されること、契約自体は町から保護者に案内をするとも示されていますが、全ての家庭において契約が行われるように、町は確認をしていくのでしょうか。

また、一般的な通信業者では、契約についてもある程度の費用がかかること、そして、この1年ほどの間に起こった非常事態宣言や急な休校になる状況があったことを振り返ると、緊急時に保護者に契約自体をさせていくということは厳しいのではないかと考えられるのですが、町の見解をお尋ねします。

【横手委員長】 それでは、順次答弁をお願いいたします。

亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 1点目の民生委員の成り手不足についてお答えいたします。

民生委員の負担を軽減する手段の1つといたしまして、民生委員協力制度につきましては認識しております。県内外の自治体においても導入しているところもあると承知しております。町におきましても過去の民生委員の改選期において、民生委員を推薦する町民生委員推薦会でも話題に上がった経緯もございますが、地域特性などもございますので、具現化に至っておりません。

しかしながら、今後、民生委員を取り巻く社会情勢の変化に対応していく必要があると考えておりま

すので、今後、民生委員の改選期には、民生委員協力制度も含め円滑に民生委員が推薦できるよう、町民生委員推薦会において、幅広く検討してまいります。

【横手委員長】 野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは大きな2点目、庁舎の自家発電装置についてのその更新内容についてお答えをいたします。

今回の自家発電設備の更新につきましては、老朽化が進む庁舎の将来的な建て替え等を見据えまして、今後10年間は機器が維持できるよう改修工事を行うものでございます。改修工事により自家発電設備の長寿命化を図ることで、災害時の業務継続に支障が起きないように非常用電源を更新するものでございます。

以上です。

【横手委員長】 大澤教育長。

【大澤教育長】 それでは、大きな3点目、学校教育における豊かな心・文化育成事業について、令和2年度はコロナ禍の渦中でありましたが、文化育成事業としてどのような取組を行ったかというご質問でありますが、私が学校現場にいた頃は、演劇鑑賞を実施した翌年には影絵の団体を招聘したり、また、その翌年には音楽鑑賞を催したりと、毎年違った文化芸術に触れられるよう工夫を凝らして計画をしておりました。子どもたちもまたそれを大変楽しみにしていたことが思い出されます。

令和2年度も、各校が工夫を凝らし、文化芸術団体の招聘に向け、計画を進めていたところではございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、全児童を1か所に集めての開催は困難であると判断し、町内小学校5校の芸術鑑賞は一律中止と判断しました。

しかし、文化庁による令和2年度文化芸術による子供育成総合事業における巡回公演事業に、中学校2校、小学校1校が応募して当選しました。実施団体との相談を重ねる中で、新型コロナウイルス感染症対策を十分に考慮した上で、開催可能となった小谷小学校と寒川東中学校の2校が、当初計画から時期をずらしたり、開催方法を二部制にしたりしながら、オーケストラの鑑賞が実施されました。

寒川中学校につきましては、開催時期を延期し、計画しましたが、県内の新型コロナ感染症の拡大が見られたため、残念ながらオーケストラの公演を中止としました。実施校において、子どもたちに聞いた事後のアンケートによると、こんな状況であったが、開催することができ、本物の音楽に触れることができてよかったとの感想が出ていました。

以上でございます。

【横手委員長】 内田教育次長。

【内田教育次長】 それでは、4点目のオンライン学習についてお答えさせていただきます。

今後、緊急事態宣言等の発令などにより、学校が長期の臨時休校となった場合には、学習保障の観点から、今年度整備が進められました1人1台端末を家庭に持ち帰り、教育活動を進めることも検討しているところでございます。

その際には、基本的に各ご家庭での通信環境を利用させていただくことを想定しております。通信環境の整わない家庭においては、教育委員会で用意しておりますモバイルルーター本体を無料で貸し出すことで、緊急時の対応として学習の保障を考えているところです。

就学援助対象のご家庭には、オンライン通信費の補助として1か月1,000円を上限に12か月分を予算計上しているところです。通信業者との契約等一部手続等で家庭にご対応してもらう部分はございますが、緊急時の対応として、各ご家庭のご協力をいただくことにご理解をいただければと思います。

以上です。

【横手委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 民生委員のことなんですけれども、町では民生委員協力制度の具現化に至っていないということなのですが、もっと身近に民生委員のことを町民の皆様に周知していただけるような動きを活発化することが必要なのではないかと思います。

民生委員の選定は簡単でないことは承知しております。民生委員になるには守秘義務を守ることや、信頼の厚さなど、それなりの基準があるとは思いますが、しかし、民生委員は住民の抱えている個人的な諸問題を把握し、そして、その方の相談に乗り、そして、行政とのパイプ役になることなど大変ではありますが、とてもやりがいのある立派な活動だと思います。

そういった活動をすることにより頼りにされることの喜びや、人の笑顔を見られる喜びを感じ、先ほども申し上げましたように、やりがいがあるということをもっと詳細にたくさんの方々に知っていただけるよう、今までの広報をさらに視点を変えて掲載されてはいかがでしょうか。

次、自家発電装置についてです。ただいまの答弁で、詳細についてお話をいただきました。災害時の防災面でもお話がありました。そのことを踏まえて、この自家発電装置の性能についての質問です。

先日3月22日付の神奈川新聞でも報道されましたが、庁舎における自家発電装置については、政府からも人命救助に重要な72時間は、外部からの供給なしで非常用の電源を稼働可能が望ましいとされています。町の保有する自家発電装置はどの程度供給なしで稼働できるのでしょうか、お尋ねいたします。

学校教育における豊かな心・文化育成事業についてですが、芸術に触れるのはとてもよいことです。子どもが芸術に触れることで、子どもたちの情操を豊かに育みます。創造性を高めることができるという観点より、子どもと芸術の関係は2000年前後から、芸術関係者のみならず経済人からも重視する発言がなされるようになりました。

芸術は不要不急であり好きなことをやっているだけであって社会にとっては不要、だからなくてもよいというような否定の言葉を耳にすることがあります。しかし、子ども時代に芸術に触れることが重要なのは、優しい大人と社会をつくるからです。舞台芸術を鑑賞することなど、寒川町はできる範囲で子どもたちにその体験の場をつくっていただいているようです。そのような動きはすばらしいことだと思います。

今後も、町の子どもたちにより音楽を鑑賞する機会を多くつくっていくことが大切だと思いますが、教育長の見解をお聞きます。

続きまして、オンライン学習についてです。契約については理解いたしました。続いては、緊急時のみという点についてですが、予算の規模を見ると1か月分程度の支給ではないのかもしれないと想像します。家庭学習の在り方も踏まえると、緊急時のみ貸出ししていくということでよいのか、疑問が残ります。

各生徒児童に公平な家庭学習の機会をとということを踏まえますと、年間を通して、オンライン学習通

信費を支給し、常に使用できるようにしていくべきなのではないかと思いますが、町の見解をお尋ねいたします。

【横手委員長】 それでは、順次、答弁をお願いいたします。

亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 それでは、1点目の民生委員のやりがいについての周知についてお答えいたします。

民生委員の活動を含めた周知につきましては、大変重要であると認識しております。町でも、これまで民生委員の活動強化月間である5月に、町広報誌において、民生委員についての特集ページを組んで、周知しております。

その際、民生委員の活動内容をはじめ、町民生委員児童委員協議会会長自らの活動を通じてのやりがいについても掲載しております。今後も引き続き、民生委員については町広報や町ホームページを通じて、民生委員が町民の身近な存在であることの周知に努めてまいります。

以上です。

【横手委員長】 野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、大きな2点目、自家発電装置の燃料の供給がない場合にはどの程度稼働できるのかについてお答えをいたします。

庁舎の自家発電設備は、現在軽油を満タンにした状態では、約9時間から10時間稼働できる仕様であります。稼働時間は、燃料供給なしでの稼働時間でございますが、これまで連続稼働時間の実績としましては、10年前の東日本大地震時には、町内の石油関連事業所から燃料の提供を受け、連続稼働を維持し、災害対応に支障が出ないよう業務を継続できた実績がございます。

また、東日本大震災後の平成23年8月には、停電の長期化に備え、また、災害対応に支障が出ないよう、稼働燃料である軽油について、神奈川県石油商業協同組合との間で稼働燃料として必要な軽油の優先供給に関する協定を締結しております。

今後、予算が成立していただければ、自家発電設備の改修工事を行うとともに、引き続き長期の停電に備え、関係機関との連携を図りながら、災害時に支障が出ないよう取り組んでまいります。

以上です。

【横手委員長】 大澤教育長。

【大澤教育長】 3点目、今後も町の子どもたちにより芸術を鑑賞する機会をつくっていくことが大切だと思うが、教育委員会の見解はというお尋ねでございますが、文化芸術は、子どもたちの豊かな感性や創造性を育み、地域社会での課題解決につながる資質能力の育成を形成するものであると認識しております。

また、本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させることは、子どもたちの情操教育のために大変重要であると認識をしております。今後も各校での計画とともに国、県の事業も活用しながら、質の高い文化芸術に触れる機会を確保するとともに、子どもたちの豊かな創造力や思考力、コミュニケーション能力などの育成につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

【横手委員長】 内田教育次長。

【内田教育次長】 オンライン学習について、緊急時のみの貸出しでよいのかという質問にお答えさせていただきます。

国におけるGIGAスクール構想が新型コロナウイルス感染症の関係で前倒しとなり、1人1台端末の導入が早められたことにより、児童生徒において端末の操作等も含め、まずは学校現場で活用していくことが先決と考えております。

ICT機器は学習指導要領でも示されている、学校教育で目指す主体的で対話的な深い学びを実現するための1つの手段として、利活用していくものと考えております。家庭学習については、まず初めに学校または各ご家庭において、家庭学習が習慣化するように指導していくことが重要であると考えています。教育委員会といたしましても、引き続き家庭学習の推進には努めてまいります。

また、補助の関係でございますが、要項にもお示ししたとおり、緊急時のことがもし万が一1年という長い期間にわたったといたしましても、月額1,000円掛ける必要な月数、最大12月ということで予算計上しているところでございます。

以上でございます。

【横手委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 まず、民生委員のことなんですが、町民の方が誰一人孤独にならずに、この寒川町で過ごせるように、ぜひとも民生委員の増員ができることを望みます。民生委員の質問は以上になります。

自家発電装置についてのまた質問です。ただいまの答弁で、供給なしでは9時間から10時間とのことでした。そしてまた、町内の事業者から供給を受けることで、連続稼働を維持することはできるというお話がございました。ですが、供給が厳しくなるというような状況があることを想定したとき、国の指針に基づき72時間は外部供給なしにできるようにしていくべきではないかと考えます。例えば公共施設再編計画の中で、庁舎を建て替える際により長く使える自家発電装置に変えていくということを行うべきだと思いますが、町はどのように考えているのかお尋ねいたします。

学校教育についてですが、今、教育長のお言葉がありました。同じ芸術はいいものだとか共感していただき、大変ありがたいと思っております。

寒川町では、今現在のカリキュラムがある中、寒川町には町民センターというホールがございます。その町民センターの利用やまたはバスで町外へ出向き、舞台鑑賞するなどぜひとも豊かな心を持つ子どもたちを育てるためにも、そういったカリキュラムを設けていただきたいと思います。こちら以上になります。

4つ目のオンライン学習なんですけれども、今後を考えていくと、GIGAスクール構想に基づいて、ICT機器を活用した教育が行われていきますが、ネット環境があるかないかという家庭の状況で、家庭学習においても著しい差が出てくるのではないかと考えられます。

家庭の事情により、教育環境に差が出るのは非常にあってはならないことであり、義務教育に関わる中においては、可能な限り平等にしていくことが望ましいです。

そこで最後に教育長に、平等な教育環境という点について、どのように考えているのかお尋ねいたします。

以上2点です。

【横手委員長】 茂内委員、2つ目と4つ目だけで回答はよろしいですか。分かりました。では、すみません、大きな2番目、それから4番目についてのご回答を、答弁をお願いいたします。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、大きな2点目、自家発電設備の機能強化に関するお尋ねにお答えをいたします。

庁舎の自家発電設備については、庁舎建設当初から設置しており、この間毎年の保守点検のほか、劣化部品の交換を実施するなどして、機能の維持に努めてまいりました。現在も正常に稼働しておりますが、保守点検時にエンジン部等に故障リスクがあり得るという指摘を受けましたことから、更新工事を行うものでございます。更新工事により、現在の供給なしでの稼働時間である約9時間から10時間より長い時間での連続稼働が可能となる仕様で今後検討を進めてまいります。

国が示す指針の基準に更新するためには、機械の新設が必要でありまして、7,000万円以上の費用がかかると業者さんから聞いている状況がございます。

今回は、今後の庁舎の建て替え等を見据えました中で、現時点で妥当と思われる対策を講じるもので、災害時に業務継続に支障が起きないように、今後10年程度維持できる仕様で改修工事を行うものでございます。なお、庁舎を更新する際には、国指針の基準に沿うような災害機能の確保について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

【横手委員長】 大澤教育長。

【大澤教育長】 それでは4点目、平等な教育環境という点について、どのように考えているかというお尋ねでございますが、教育委員会といたしましては、義務教育に関わる中において、可能な限り教育環境において平等にすべきであると考えます。

子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、文部科学省から全児童生徒を対象に教科用図書が無償給付され、また就学援助制度の運用により、学用品費や修学旅行費などの必要なお金の全額または一部を要保護世帯に対して、支援することで教育の機会均等を図っています。

また、ICT環境の整備においても、先ほどもお答えしましたとおり、通信環境が整わない家庭については、無料でモバイルルーター本体を貸し出す準備を整え、また、就学援助費でオンライン通信費の補助を行うなど、できる限り平等性を担保できるよう努めているところです。

以上でございます。

【横手委員長】 それでは、茂内委員の総括質疑を終わりたいと思います。

暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

【横手委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開いたします。

午前中に引き続き総括質疑を行ってまいります。

それでは、続けて総括質疑をお願いいたします。

天利委員。

【天利委員】 通告順位に従いまして、会派さむかわ自民党を代表して、総括質疑を行います。ちょうど心も体も心地よい時間帯でございますので、スピード感を持った形で質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。また、久々の質疑でございますので、いいご答弁をまたよろしくお願いをいたします。

令和3年度予算審議につきましては、昨年度からコロナウイルス感染が拡大する中、今年に入っても緊急事態の再発令があったり、収束のめどが立たない状況下に置かれている中で、厳しい財政運営を強いられているということでございます。各課では、重要な事案の集中と選択をしながら、職員の創意工夫を加味した内容で、予算編成が示されていると思います。

今回は寒川町総合計画2040第1次実施計画の初年度に当たるということと、施設再編の在り方や取組の手法や町民の身近な問題から、3点についてお尋ねしてまいりたいと思っております。

まず、初めに第1点目が自主防災活動についてでございます。昨今、自然災害が多発している中、自治会での組織している自主防災組織の活動が重要と考えております。今現在加入率が低下している状況で地域の防災意識が持続ができるか疑問を感じているところでございます。1問目として防災組織の現状と役割についてお伺いをいたします。

大きな2問目としまして、健康福祉施設の公募型プロポーザル方式についてでございます。町は施設再編の計画を進めている中、福祉施設の著しい老朽化の委託契約などの諸問題等、厳しい財政、健康福祉機能の集約が急務と示されていますが、今後の公共施設建設については、町総合計画の2040年で示されている「つながる力で新化するまち」にふさわしく町民や職員が利用しやすいライフサイクルコストに配慮した施設が必要と考えられますが、1番目の質問としまして、健康福祉施設の公募型プロポーザル方式を採用することについて、お伺いをいたします。

大きな3番目として、町の公共施設における防犯対策と維持管理について伺います。今、この場所から見ますと眼下に公園が広がっているところでございます。今、春先になりますと、見えているところだとベンチに座っている方、お弁当を食べている方、テントを張っている方それぞれがこの公共施設を利用して、楽しいひとときを過ごされていると思います。

その中で、町の公共施設について、今後公共施設の再編が進む中、町民にとって身近な重要な施設が、残念なことにいたずらによる破損や季節要因での故障の報告がありました。施設利用者の使用ができないう状況になっていましたが、また、長期にわたり使用ができなく、サービスの低下につながるだけでなく、我が町が進めている安全安心に暮らせるまちづくりに対する姿勢を問われかねない事案でございます。

町として、公共施設を良好に維持管理していくために、防犯対策をどのように考えているかのお尋ねをいたします。

【横手委員長】 総括質疑は終わりました。それでは、順次答弁をお願いいたします。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 それでは、天利委員の1つ目のご質問、自主防災活動についての自主防災組織の現状と役割についてのお尋ねにお答えします。

近年、全国各地で大規模災害が至るところで発生しておりまして、いつどこで起こるか分からない自

然災害への対策強化は必要不可欠であると考えてございます。そして減災のためには、自助、共助、公助それぞれ強化する必要があるございまして、その中の共助の大きな柱となります自主防災組織の強化を図ること、これがとても重要な課題と考えてございます。

町の自主防犯組織の現状につきましては、災害時に地域住民が協力し合う共助の観点から、初期消火や避難誘導などの防災活動において、重要な役割を果たしていると認識してございます。

以上です。

【横手委員長】 伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、2点目の質問にお答えさせていただきます。

プロポーザルを実施するに当たりまして、建物仕様となる要求水準書を作成いたします。建設のインシヤルコストだけではなく、自然エネルギーの有効活用など、消費するエネルギーの抑制や施設を維持管理するためのランニングコスト等を抑制するなど、その中でしっかりと要求をしてまいりたいと考えております。

その際には、既存の施設を利用されている町民の皆様や利用者、運営事業者などの関係機関との調整、協議を諮り、現状と実態をしっかりと再確認をして、その要求水準書の中に盛り込んでまいりたいと、このように考えてございます。

プロポーザル方式を実施することで、民間企業のノウハウを最大限に生かした提案をいただきまして、トータルのライフサイクルコストが軽減されるよう、このように配慮してまいりたいと考えてございます。

以上です。

【横手委員長】 野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、大きな3点目、町の公共施設における防犯対策と維持管理についてお答えをいたします。

委員お尋ねの防犯対策や破損状態が放置されている点などについて、公有財産規則上、公有財産に関する事務を総括する立場にある私のほうからお答えを申し上げます。

町民の方が利用される公共施設を含む行政財産の維持管理については、その財産を管理する所管課の責任において行うことになっており、これまでも利用される方に不便がないよう適切な維持管理に努めてきたところでございます。

しかしながら、委員ご指摘のトイレ破損や公園遊具等の破損などが起こった点については、大変申し訳なく遺憾に思っているところでございます。また、過日、岸本議員より公共施設再編計画を策定している施設再編課と施設を所管する各課との間で温度差があるのではないかと、施設所管課の管理者としての当事者意識が薄いのではないかとといった趣旨でのご指摘もいただいたところでございます。

今後は、委員ご指摘の防犯面も踏まえた財産の適切な管理、良好な状態に維持することを今まで以上に徹底するよう、公有財産管理の総括の立場として、私のほうから施設所管課長へ必要な指導、調整を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

【横手委員長】 天利委員。

【天利委員】 今、ご答弁いただきまして、まず1点目の自主防災につきましては、基本的に難しい部分が結構あるかと思うんです。自主防災というのは、自分たちが地域を自分たちで守るという観点から自主的に結成をする組織であるということは、我々も重々分かっているわけでございまして、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行っているというところで、まずは自助ということもあるんですが、自治会については共助の中核を担う組織であるということだと思います。

また、その自主防災組織の活動については、災害の種類とか地域が置かれている環境性等によって、様々なことから地域ごとの事情に応じた活動が進むことが必要であると私も考えております。そこで今抱えている自主防災組織の課題とは何ですか、お伺いをいたします。

それと2番目の健康福祉施設についてでございます。さっき部長から答弁いただきましたが、公共施設の建設においては、透明性とか公平性とか客観性が重要することは皆さんも分かっていると思いますけれども、この公募型のプロポーザル方式というのは、非常に準備、検討が必要だということは私も感じているところで、公募条件というところでございます。その中で業務の概要とか告示の概要、技術の提案書の提出者の選定とかヒアリングとか、あと技術提案書の特定等、多岐にわたってプロセスを踏んで、提案者の選定を行うというのが必要となってきたということなんです。

公募条件の設定の中で、このプロポーザル方式の成功への重要な鍵となっているということで、しっかりとそこは取り組んでもらいたいなと思っております。これはまずは提案者を決めるということで、提案書を決めるということではないものですから、そこから受けていくということですので、いろんな形で町民の皆様の意見とか使用者の意見ということを勘案しながら、提案者とともに公共施設の施設を再編を考えていくというのが本来の役目だと思っております。

その中で、今回福祉関連の公共施設を建設することということなので、1つの重要な施策として審査の中の概要というところですかね。地球の環境の対策関係とかまちづくりの貢献度というのも重要なものが入ってくるのではないかなという想定は私もしております。こういった形の中でちょうどまちづくりの貢献度、ここのところは総合計画の中でも重要な場所にもなってきておりまして、にぎわいの創出の交流の場ということもあるものですから、そういうのも含めまして2つ目の質問としまして、健康福祉施設の公募型プロポーザルの方式の採用について、どのような条件設定を想定されるのか、現段階で分かる範囲で結構でございますので、説明をお願いします。

それと3番目の町の公共施設についてでございます。ご答弁いただきました、前日も岸本議員からも指摘をさせていただきましたが、我が会派としては、以前から公共施設については適切な維持管理と破損箇所の早急な修理をお願いしたいというところでお願いをさせていただいたことがございます。その財産を管理する所管課が責任を持って管理するということであると説明を今されておりましたが、破損と故障の悪い条件が重なったとしても、修理が遅いということは利用者誰もが思っていることでございます。

この事案はまさに犯罪ということだと思いますので、寒川に長年住み慣れた方々は、犯罪のない町が当たり前のようになっているということは皆さんもご存じだと思います。現在の寒川町はブランディングを進めている中で、『「高座」のこころ。』を掲げているということですが、公共施設がいたずら等で破損状態が続き、長い間、長期にわたり放置をしていると、犯罪が多発している町と思い込んでしま

うんではないかと。

そのことによって、寒川のブランドイメージに影響が出てくると私は感じております。良好な公共施設が整っていることは、我が町の住む方々が誇りを持つことでもあると思いますので、こうしたことを踏まえて、いたずら等を防ぐ防犯カメラ等の設置なども視野に入れた防犯対策を講じつつ、破損した公共施設の早期の修繕が重要であると私は考えておりますが、そこで町長にお伺いしますが、町長は日頃からあったかいまちづくりをと言われておりますが、このような町長の思いが町のブランドスローガンにもつながってくると私は感じております。公共施設の防犯対策等、適切な維持管理について町はどのように取り組んでいらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

以上でございます。

【横手委員長】 それでは、順次答弁をお願いいたします。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 自主防災組織の課題についてとのお尋ねにお答え申し上げます。

町の自主防災組織は、全自治会で結成されてございまして、防災訓練など様々な活動をされておりますが、自治会への加入者の減少や高齢化だけでなく、自主防災組織間の防災に対する意識の温度差も課題となってございまして、各自主防災組織における意識の平準化や若い世代の防災活動の重要性、意識啓発が重要な課題となっているところでございます。

以上です。

【横手委員長】 伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、大きな2点目の質問にお答えさせていただきます。

こちらは健康福祉施設、集約施設につきましては健康管理センター、老朽化が著しかった健康管理センター、また民間の施設をお借りしているという子育てサポートセンター機能、そして、社会福祉協議会、で、県の福祉事務所等、そちらのほうを集約して建設を予定しているということでございます。

現在、そちらの関連部署を適切な形で配置するといったことを目指して、プロポーザル方式を採用し、民間ノウハウを最大限に活用してまいりたいと、このような形で現時点における部分においては、そちらの機能を、そして、先ほども申し上げましたけれども、利用される町民の皆様の利便性の向上でございまして、または環境への配慮等含めまして、しっかりと建設をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

【横手委員長】 木村町長。

【木村町長】 私からは3点目の公共施設の防犯、あるいは維持管理等についての視点でのお尋ねにお答えいたします。

いわゆる公共施設、公の施設につきましては、皆さんの財産でもあるわけです。そういったことからすると、公共施設の防犯体制の充実、あるいは管理の視点への取組は、町民の安全安心に強く関わる事柄であるとともに、町内外に対しても住みよい町としてのイメージアップにもつながるものと捉えております。

今後、それぞれ所管における施設の管理の仕方、在り方も若干課題がなくはないわけでございます。

そういった部分が共通的な認識の中で、これから町民の方からもより評価が高まるような取組をぜひしていきたいなと思っております。よろしくお願いします。

【横手委員長】 天利委員。

【天利委員】 最後の質問になるかと思うんですが、まず、自主防災活動についてでございます。今ご答弁いただきました非常ないろいろな問題が発生をするということは重々我々も分かっておりまして、この特別委員会の中でも自治会の加入率が目標の70%に対して、令和2年度は68.3%と年々減少している傾向があるというところ、あと、地域格差もあるんだろうけれども、地域によりまして高齢化が加速していると、寒川町では令和2年度というところだと、27.3%となっているというのが現状で、将来的に持続可能な活動ができるかというのが、多少不安が残るところでございます。

自治会によっては、役員が1年で交代してしまうという状況、あと、人材の育成が難しく自主防災組織の活動を担うリーダーの育成がなかなかできていないというのが現状だということで、それも認識をしているところでございます。

あと、防災活動の割とマンネリ化というのも多少は課題になっているところは事実だと思っておりますが、ただ、防災力の向上という目標は重要ということはあるんですけれども、それにあまりとらわれ過ぎないように自主防災活動が長く続くためには、そういった視点も必要なのかなというところがございます。

町としては取り組んでいらっしゃると思うんですけれども、地域おこしとか地域づくりといった地域の住民が参加しやすい活動というのが、防災活動に今結びつかれているのかなという思いもございまして、ぜひそういった活動を強化しながら、自主防災活動の活性化ということをぜひ進めていただきたいというのと、そこが一番重要なところだと思っておりますので、そこに合わせて最後の質問になるんですが、自主防災組織の持続化と町の広域避難所の在り方について伺いをしたいと思います。

それとあと、2番目の健康福祉施設の公募型というところで、今ご答弁いただきました。大体概要がどういうものか分かっておりますが、先ほどもお話をしたとおり、公募条件が重要なことになり変わりますが、近隣の町で今回新しい庁舎を建てられたところがございまして、そこもこのプロポーザルの方式で完成をしているというところで、ちょっと私も伺っているんですが、今回そのところを私も説明しなくても分かると思うんですが、大体3階建てで面積は3,891平米、予定額が25億3,400万ぐらいなんです。新しい庁舎、すばらしい庁舎、ちょっとネット上で見たんですが、すばらしい庁舎だということなんですが、その中でウッドデザイン賞というのを受賞されておりまして、日本で初のゼブ庁舎というところで、それも認定を受けているというところがございます。

当然、そういったところを目標にしながら、庁舎を建てられたと思うんですけれども、ちょっと今回、町の福祉センターと庁舎の関係は異なると思うんですけれども、方式は同じだと思っておりますので、ここで説明をさせていただいていると思います。

初のゼブ庁舎ということで、環境に配慮した庁舎というところと、あとはやはりそこが災害拠点ということが非常に重要だということで、多分そういう考えで庁舎を建てられているんじゃないかなというところがございます。

最初にプロポーザルということは、基本理念の構想とかコンセプトというのが重要なところござい

ますので、それをしっかりと提示しながら、新しい建物、公共施設をお願いをしているというのが、ここを見ていて分かることなんです。その中でやはり既存の公共施設の機能というのを建てるわけですから、現状の実態を踏まえまして、これまで寄せられました利用者の声とか、委託業者からの意見の収集などを踏まえながら、改善等必要な機能を加えて機能的な施設になるようには、できれば取り組んでいただきたい。

また、答弁の中で県福祉事務所というのがお話があったと思うんですが、これについても調整が結果的にまだ見えない状態ということもあって、今、我々が置かれているコロナ禍の中で、状況が非常に変化しそうだというのがひしひしと感じているところでございますので、計画の内容も時には変更も視野に入れた柔軟な対応もお願いをしたいと考えております。将来的に寒川町も隣接されるところには、庁舎を建てられる方向性を持って健康福祉の施設をやろうということだと思っておりますので、そういったところの地域の交流といった内容も加味されると、私は想定をしようと思っております。

最終的なところはどのような形になるかは分からないんですけど、3番目の質問としては、プロポーザルの方式により施設の整備するケースでは、一般的にまちづくりの貢献というところ、それが想定をされるのではないかなと思っております。今回整備する保健福祉施設について、町民の交流の場となるのかお伺いをしたいと思っております。

3つ目の公共施設の件につきましては、今、町長からご答弁いただきまして、安心をしたところがございます。今回は青少年広場の小学生から高齢者まで幅広い方々が活用される場所でございます、特に今回はトイレの破損です。新しくなったトイレの破損というのと、あとは季節要因の故障というのが度重なって、若干修理が遅れたというのは分かっているんですが、ここはトイレでございますので、そういった方々の生活の必要不可欠な場所だということだと思います。

こういうことがあるということは、不利益を被るのは町民であるということは認識をいただきまして、庁舎内での情報の共有化、こういったところが壊れているんだから、至急修理しなきゃいけないんだと、そういった情報の共有化、細かいことだと思うんですが、そういった情報の共有化をぜひ図っていただきまして、サービス低下にならないように早期の解決をお願いしたいということで、これは意見ということで、この部分については結構でございますので、2問だけをお願いいたします。

【横手委員長】 それでは、大きな1番目と2番目について順次答弁をお願いいたします。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 自主防災組織の持続化についてと、町の広域避難所の在り方とのお尋ねにお答え申し上げます。

自主防災組織を持続化するためには、日頃からの地域コミュニティを大切にすることでなく、さらには住民自身の防災に対する意識向上を図り、防災力を高めることが重要と考えてございます。

現在、自主防災組織の高齢化など様々な課題を抱える中、多くの地域住民や若者が参加していただくため、防災に関心を持ち、住民が主体的に防災活動へ取り組めるよう、地域のイベント等に防災の観点を盛り込み、その環境づくり等の工夫を行ってございます。

また、自主防災活動は住民の自主的な活動でございまして、その活性化には、地域の意見をまとめることができ、かつ防災活動に積極的な人が必要なため、地域防災の要となるべきリーダーの育成を目的

に、毎年自主防災リーダー研修会を実施しているところでございます。

併せまして、地域防災に必要な広域避難所運営の在り方を見直し、避難者が誰でも運営に参加できる避難所運営マニュアルの改定を進めるため、避難所の運営訓練を通じ、検証しながら併せて自主防災組織の持続化、強化に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

【横手委員長】 伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、町民の交流の場となっていくのかといったご質問について、答弁申し上げます。

今回、機能集約してまいります保健福祉施設については、現在利用している施設につきましては、分散をしております、行政センターといいますか町役場、その今の駐車場のところに建設を予定していくわけでありましても、そこに一体で集約するということによって、別個の今までの施設については、個別の施設にございましたので、相互間での結びつき等がここで図られる。その集約によって、利用者がそこに集まってくるということから、交流が生まれるというふうに期待をしているところでございます。

また、機能集約によりまして相互間の連携が容易となってまいりますので、例えば健康づくりまたは子育て、そしてまたボランティア活動等で実施する事業を通じて、交流の場がその場で生まれてくるように、また、そのような形で努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

【横手委員長】 それでは、天利委員の総括質疑を終わりたいと思います。

続きまして、次の方の総括質疑をお願いいたします。

佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、当特別委員会、最後の総括質疑をさせていただきます。

会派大志会の佐藤正憲でございます。会派を代表いたしまして、4点の質疑をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、今回の予算審査に当たり、来年度から始まる新総合計画2040プラン、それをいかに進めていくかという観点で審査に当たらせていただきましたけれども、今後20年間というのは、私は少子高齢化対策、これが一番重要になると思っております。その中でも総合計画、12の政策の中にも上げていただいております特に子育てと健康、これをいかに進めていくかという視点で、総括質疑をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目が保健事業と介護予防事業の一体的実施についてであります。前段申し上げましたけれども、高齢化の進行というのは、これは我が国家全体としてのことでありまして、寒川町としても当然、少しずつ高齢化の進展、そして、その上で介護認定率も上昇しているということが分かりました。さらには介護認定率の上昇とともに、介護給付費というものも少しずつ増額して、予算が組まれているところでございます。

これから先はいかに介護予防事業、これを有効に進めていくかという点、もちろん要介護、被介護人となる方にとっても、そして介護する方にとっても非常に重要な視点だと思いますので、進めていただ

きたいと思っております。

令和2年4月より、国でもこの保健事業と介護予防事業の一体的実施というものが進められております。これは国の資料等を見ても、国民健康保険、そして、後期高齢者医療保険、そして介護保険、これをしっかりと連携させて進めていくという方針が示されているところであります。昭和62年に健康都市宣言をした先人たちの思いをしっかりと引き継ぐためにも、この保健事業と介護予防事業の一体的実施をぜひとも進めていただきたいと思っております。

その中で各担当課の役割、そして具体的な事業展開について質問いたしますけれども、まず、前段として、一体的実施というものに対して町はどのような概念を持っているのか、そして、どのようなビジョンを持って実施していくのかというところを質問いたします。

2点目が児童発達支援についてでございます。こちらにつきましては、平成24年の児童福祉法の改正によりまして、児童発達支援に国としても力が入れられたところでございます。平成24年に、事業発達支援の事業所1,700あったものが、5年間で4,700事業所に増えたという形となっております。

その中で平成26年度の厚労省の調査によりますと、発達障害児の割合というものが出ておりました。1歳半で14.2%、そして3歳児で8.2%、さらに文科省が小中学校に行った調査と6.5%の児童が発達障害を疑われるという調査結果が出ております。こちらを見ましても、かなりの割合だなというところを思うとともに、年齢とともに改善がされていくものだと思うんです。だからこそ、しっかりと町としても支援をして、そして、その子どもたちが社会の中で生きていける、そんな仕組みをつくっていただきたいと思っております。

この児童発達支援につきましては、町の子ども・子育て支援計画におかれましても、そして障がい児福祉計画におかれましても、早期発見・早期療育という方針が示されております。そして令和3年度は、予算額につきましては、前年比で約1.5倍という予算が組まれております。これ実は令和2年度は補正予算等も含まれておりましたところで、それを踏まえてというところだと思いますけれども、まず、この事業を進めるに当たって、早期発見・早期療育の考えであったり、また、その施設間の連携について質問していくわけでありまして、まず最初、発達障害の早期発見・早期療育についての考え方です。

そしてまた、国の中で発達児童を発見するためのツール、アセスメントツールという名称がつけられておりますけれども、そういったものをしっかりと使って、早期発見・早期療育に努めていただきたいと思いますと思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

3点目、保健福祉施設についてであります。こちらにつきましては、前段の委員の中からも質疑がありましたけれども、平成21年に、役場南側の土地を買って、それから実に12年という歳月が流れました。平成26年に一時期、この（仮称）健康福祉総合センターという名称でしたか、検討に入ったことがありました。そのときの計画だと、平成30年に完成という計画でありましたけれども、様々な社会要因、主に公共施設の老朽化の問題、そういった社会要因を受けて、この検討については一旦は白紙ということになりまして、そこから数年の月日が流れたわけでありまして。

今までの町からの説明の中で、ある程度の施設の概要ということは理解させていただいているつもりでありますし、また、この施設につきましては、数十年先も使えるような施設を建てていくという視点で見ても、今ここで債務負担行為を行って、この債務負担行為というのは非常に重い責任があるなとい

うことを感じているところであります。だからこそ、しっかりとこの点につきましては質疑をしていきたいと思います。まず、最初は保健福祉施設建設のスケジュール、そして、建設される施設の具体について質問いたします。

最後、補充学習の機会提供についてであります。こちら令和3年度からにこにこ学習塾事業が廃止されるという形になっております。こちらにつきましては、過去の施政方針の中でもにこにこ学習を進めていくという施政方針が、数年にわたって記載されて、また、町長の口からもその言葉を聞いていたところでございます。

このにこにこ学習塾については、私は過去にこの子どもの貧困対策として取り上げたこともありましたが、当然に学力の底上げになると私は思っておりました。さらにはこの教育へのアクセスの平等化、こういった視点で、素晴らしい事業だなという印象を受けて、応援させていただいていたつもりであります。

ところが、これ令和3年度から廃止されるという少し残念な予算組みとなってしまいましたけれども、この補充学習の支援ということをしつかりと進めていく中で、まずこの寒川にこにこ学習塾の直近の状況と、そして、担当課の審査の中で分かりました、はぐくみ塾、未来塾というものがあります。これらがつかりとこのにこにこ学習の代わりとして機能するのかということについて、まず質問させていただきます。

以上、最初の質問といたします。

【横手委員長】 では、総括質疑、終わりましたので、順次答弁をお願いいたします。

亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 それでは、1点目の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施につきまして、お答えいたします。

本事業につきましては、高齢化が進む町の状況において、特に75歳以上の後期高齢者が抱える健康づくりや介護予防の課題と、これまで医療保険制度の下で各課が実施してきた事業の限界から生じる課題の解決を図り、町民の健康寿命延伸を実現するための事業で、町では、令和2年度から開始しております。

高齢者は、複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといった、いわゆる虚弱な状態、フレイルになりやすいなど、疾病予防と生活機能維持の両面の課題を有しております。医療保険制度においては、75歳に到達すると後期高齢者医療保険に移行します。

このような中において、これまで実施してきた保健事業は健康診査が中心で、生活習慣病対策や介護予防事業は、制度ごとの縦割り実施が高齢者の健康課題に一体的に対応できていない原因でございました。

そこでこれまでの後期高齢者医療保険及び介護保険制度の事業実施体制を、庁内部局を横断的に連携し合う仕組みの中で、健康づくりの保健事業と介護予防事業を展開するものでございます。

以上です。

【横手委員長】 伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは大きな2点目、児童発達支援につきまして、発達障害を早期に発

見し、早期に療育につなげることについての町の考えについてのお尋ねでございます。

町で実施している乳幼児の健康診査は、母子保健法において精神発達の状況、言語障害の有無、育児上問題となること等のスクリーニングを行うよう規定されております。それを踏まえまして、実施しているところでございます。

平成16年に発達障害者支援法が制定され、乳幼児健康診査で発達障害の早期発見に努めるよう規定されてからは、健康診査で保護者の方に記載していただく問診票について、国の通知などを踏まえた形で発達障害を早期に発見できるよう、適宜見直ししております。

この問診票でのスクリーニングの結果、発達障害が疑われるような幼児につきましては、健診とは別に公認心理師による心理相談をお受けいただいております。心理相談においては、国が示している発達障害早期発見のためのアセスメントツールを使用しております。

お子様が発達障害かもしれないということは、保護者の方にとっては非常に受け止めがたく、つらいことであるため、地区担当の保健師が心理相談以外でも寄り添った支援を行いながら、専門医療機関での発達の検査を受けるよう勧めたり、児童発達支援に向けて福祉課での相談を紹介するなどをさせていただいております。

続きまして、保健福祉施設について、お答えをさせていただきます。初めに、保健福祉施設建設のスケジュールでございます。保健福祉施設の整備につきましては、設計・施工一括のプロポーザル方式により進めてまいります。その際、利用者や運営事業者など関係機関との調整、協議を図り、現状と実態を再確認し、令和3年度中に施設の仕様となる要求水準書を公表し、受注者を公募いたします。公募期間の終了後、応募のあった事業者から受注者を決定するため、建築関係の有識者を含めた選定委員会において候補者を選定いたします。そして、候補者との契約を締結いたしましたら、詳細設計を行い、設計の完了後、建設工事に着手してまいります。

次に、施設の具体でございます。施設整備の目的には、喫緊の課題のある施設の機能移転に重点を置いており、集団で行う健康診査やがん検診、母子保健事業、子育て支援、そして福祉的支援など公共的な事業を円滑に進めるための仕様でございます。また、利用者側の観点から見ますと、施設内の動線、移動しやすい構造、そして非接触型の水道や照明など、感染防止対策についても施すなど、誰もがストレスなく安心して利用できるユニバーサルデザインを配慮してまいります。具体的なことにつきましては、プロポーザルを実施する中で、応募者から建物のデザインや間取りなどが提案されますので、選定委員会におきましてしっかりと審査をし、最適なものを選定してまいります。

以上です。

【横手委員長】 大澤教育長。

【大澤教育長】 それでは4点目、補充学習の機会提供についてにお答えいたします。寒川にこにこ学習会につきましては、小学校5、6年生と中学校1年生から3年生までが対象となる児童生徒の学習の補充をする場です。希望者については登録制となっており、今年度の登録者は小学生21名、中学生19名でございます。なお、1回当たりの参加人数の平均は小学生が11人、中学生が6人となっております。

学習会の内容につきましては、児童生徒が学校で苦手としている学習課題や宿題など、各自が自主的に持ち寄った課題について学習しながら、必要に応じて講師の先生方からアドバイスを受けながら、課

題解決を行い、学習の定着を図っています。

寒川にこにこ学習会で行って来ました事業につきましては、全てが同様の形式とはなりませんが、福祉事務所が開催しているはぐくみ塾やNPO法人が運営しております子ども未来塾が学校以外の学びの場になると考えております。

以上でございます。

【横手委員長】 佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、順次、再質疑に入らせていただきたいと思います。

まず、1点目です。保健事業と介護事業の一体的実施につきまして、課題も含めて今お答えいただいたのかと思います。確かになかなか横断的にできない、縦割りのようになってしまっているという課題もあったり、あとは通常の国民健康保険だと健康診査の事業があつて、さらにその先の様々な事業展開、保健指導なんかもあるというところでありますけれども、なかなか現状だと75歳後期高齢者については、健康診査の実施程度というようなお答えもあったかと思ひます。

その中でしっかりと各課が連携してこの保健と介護、これを一体として進めていくということが必要不可欠なのかなと思ひております。

そしてまた、令和3年度から町の庁舎のこの組織体制がかなり変わることになっておりますけれども、その中で各担当課それぞれの役割、そして、具体的な事業展開、これらがしっかりと課が連携した形で行っていくことができるのかということにつきまして、質問をいたします。

2点目になります。児童発達支援についてお答えをいただきました。まず、早期発見・早期療育の考え、特に早期発見につきましては、私から質問しました国が推奨しているツールなんかを使って、心理相談の中でしっかりとそれを見つけれられるような形をつくっているということが分かりました。また、保護者の方からも、保護者の視点で見ると受け止めづらいことというようなお答えをいただきましたけれども、確かにそのとおりかなとは思ひますけれども、一方でしっかりと早期発見して、早期療育をしていくこと、これが将来につながっていくことなのかなというふうに思ひております。

その中で、担当課への質疑の中で、児童発達支援の事業所同士の連携というところは、ある程度お答えいただいて明らかになったと思ひます。さらに町外の事業所に通っている子もかなりの数がいるということで、そこについてはしっかりと施設ごとの特色を理解した上で、保護者の方に選択をしていただいているというということが分かったわけでありますけれども、厚労省のガイドラインのほうにもあります施設間の連携について、保育園だったり幼稚園だったりしっかりと連携をしているのかどうかということ、また、この施設間の連携をしていくに当たって、これもまた国が進めております支援ファイルというものがあります。

これは例えば1人の子どもについて、1つのファイルで情報共有化することによって各施設ごとの連携、保育園と児童発達支援事業所であったり、また、児童発達支援事業所同士の連携、さらには、これ学校に上がったとき、6歳から小学校に上がったときについても、こういったファイルがあると1人の子どもについて継続的な支援を行っていくことができるということで、国が進めているようなこの支援ファイル、これをしっかりと活用していただきたいなというふうに思ひますけれども、町のお考えをお聞かせください。

3点目、保健福祉施設についてであります。スケジュールとその施設の概要については、今のお答えの中である程度明確になったのかなというふうに思っております、この点については安心したところでございます。

ただ、やはり既存の施設の機能移転というお答えがあったとおり、あくまでも町の考えとしては、今ある施設を移転するんだという考えが強いのかなという印象を受けているところでありますけれども、せっかくこれ、十数億、11億の債務負担をして、これを15年程度で払っていくという中で、今ある施設の機能だけじゃなくて、やっぱりそこにプラスアルファというものをしっかりとつけていくことって必要だと思うんです、これだけお金をかけてやっていくのであれば。

様々な議員からも保健福祉に関わる提案、今までされてきたこともあります。私も健康寿命に関するものであったり、子育てサポートに関するもの、様々な提案、質問もしてきましたけれども、せっかく施設を建てるのであれば、今よりもプラスアルファの効果というものをを出していただきたい。そしてさらには、プラスアルファの要素というものもしっかりと盛り込んでいただきたいと思っております、町のお考えはいかがでしょうか。

最後、にこにこ学習についてなんですけれども、お答えいただいた中で人数等明確に分かりました。過去の一般質問の議事録等を見ていると、ピーク時だと70名ですか、登録者がいた、そこがちょっとピークか分からないんですけど、70名登録者がいたという答弁もあった中で、やはり今現在40名というのは少し、なかなか発展がしてこなかったなという印象を受けているところでございます。

また、既存というか代わりとなるような未来塾、はぐくみ塾についてもお答えいただきましたけれども、これは必ずしもにこにこ学習の対象の児童と対象の年齢も違いますし、目的も少し違ってくるのかなというふうに思っております。

その中で、このにこにこ学習を廃止するということで、この補充学習というものをしっかり進めていっていただきたいというふうに思うんですが、どのような形で、にこにこ学習がなくなった中で補充学習を進めていくのか質問いたします。

【横手委員長】 それでは、順次答弁をお願いいたします。

亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 それでは、1点目の一体的実施について、各担当課の役割と具体的な事業展開についてお答えいたします。

本事業につきましては、令和2年度に健康・スポーツ課、保険年金課、高齢介護課の3課連携で始めました。令和3年度については、組織改正により保険年金課の本事業の担当が健康づくり課に統合されますので、健康づくり課と高齢介護課の2課での連携事業となります。本事業につきましては、各課ごとに役割分担があるところもありますが、基本的には、住民へのアプローチについては協力体制を取りながら2課で実施してまいります。

そのために定期的に打合せを行い、各課での状況や情報を共有して効率的・効果的に事業を進めるために、関係職員で検討を行います。予算につきましては、広域連合を通じて、国からの財政支援を受けることから、健康づくり課で一元化しております。

各担当課の役割ですが、健康づくり課においては、後期高齢者に対する高齢者健診データや国保デー

データベースシステムからのデータを、介護認定情報などは高齢介護課が持っておりますので、それぞれの健診、医療、介護のデータを分析し、データについては両課で共有していきます。そして、具体的な事業展開については、これまでも行ってきたところですが、そのデータを基にハイリスクアプローチ、いわゆるフレイル、虚弱状態と言われる介護が必要な一手手前の状態、またはこの状態に近い人に対して、個別に健康維持・介護予防といった支援を行ってまいります。

また、通いの場等への積極的関与を主眼としたポピュレーションアプローチ、主に高齢の皆さんが自主的に運営している場に、保健師や管理栄養士などの医療専門職が直接出向き、フレイル予防の啓発や健康教育、心身の状態を確認しながら健康づくり、生活機能向上に向けた支援を行ってまいります。

以上です。

続きまして、2点目の児童発達支援の庁内外の施設間の連携についてお答えいたします。

最近では、複数の児童発達支援の利用や保育園などの併用など、その子どもの特性に応じた児童発達支援の利用が進んでおります。そうした中で、児童発達支援は保育園や幼稚園、ほかの事業所等との連携を図り、支援をしていく役割を担っていることから、児童発達支援が主体となり、各関係機関への情報共有を図ることとなっております。

具体的には支援者を集め、それぞれの機関における支援内容、利用時のご本人の様子やそれぞれの支援課題などを共有する支援者会議などにより情報共有を進めております。

次に、国の進めている支援ファイルの活用についてでございます。厚生労働省が実施した障害児支援の在り方に関する検討会において、支援に関する情報の共有化を目的としたサポートツールについての検討がされ、全国各地で模索されておりますが、現段階では、情報共有のスピードや記載する際の手間、個人情報の管理、利用する分野や地域が限定される、様々な障害の特性に合わせる必要があるなどの理由で、普及がなかなか進んでない状況でございます。町といたしましても、子どもに対する一貫性のある支援の重要性は認識しておりますが、実際に利用されている児童発達支援を提供する事業所が20以上あることなどから、統一シートの導入が困難な状況にあるため、保育園や小学校等への入学などのライフステージの移行期には、児童発達支援が作成している障害児支援利用計画の活用を保護者へ進めております。

以上です。

【横手委員長】 伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは3点目、保健福祉施設についての質問にお答えさせていただきます。

例えば母子保健事業と子育て支援、また、行政サービスと民間サービスの福祉的な支援など、関連性の高い機能を集約することで、それぞれの機能の連携が容易となり、これまで関連性があっても機能が分散していたことで、時間や手間がかかってしまっていたことが解消されるというふうに捉えてございます。

保健福祉機能を集約することにより、事業を円滑に実施するとともに、利用者である町民の皆様の利便性の向上を図ってまいります。

また、保健福祉施設につきましては、既存の機能を移転するもので、建物の仕様となる要求水準書に

はその機能を維持するための最低限の要件を示しますが、プラスアルファの機能につきましても、プロポーザルの中での提案、そこで示されたものをしっかりと審査をしまして、積極的に取り入れてまいりたい、このように考えてございます。

以上です。

【横手委員長】 大澤教育長。

【大澤教育長】 それでは、4点目、今後どのように補充学習を進めていくのかという質問にお答えいたします。

小学校では、長期休業期間に学習が十分でない子に対する補習学習を展開したり、中学校では、期末テスト前に補習学習を行ったり、別室での個別指導をしたりするなど、各学校が工夫をしながら学習の定着を図る機会を設けております。今後もこのような取組を継続して行うとともに、より一層の充実を図れるよう取り組んでいきます。

また、GIGAスクール構想においては、1人1台端末を主体的・対話的で深い学びの授業改善を実現するための1つのツールとして、授業の中で有効的に活用することを第一に考えています。しかしながら、将来的な端末活用のビジョンとしては、学校内だけでなく家庭に持ち帰って活用していくことも視野に入れているところです。

1人1台端末を家庭に持ち帰り、有効活用をすることによって、補充・補習学習の充実につながると考えております。先行的に取り組んでいる自治体を参考にしながら、寒川町も早期にそのような環境整備を整えることができるように取り組んでまいります。

以上でございます。

【横手委員長】 佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、3問目、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の保健事業と介護予防事業の一体実施につきましては、かなり具体的な答えもいただいたかなというふうにも思っておりまして、何より今まで3課で進めていたものが2課で進めるという形になるんですかね。多分それだけでもかなり進みやすい形ができるのかなというふうにも思っておりますし、また、国としてもここ最近の動き、そして町としても施政方針にこの言葉というのは初めて盛り込まれたというところで、これからの事業だと思うんですね。しっかりと、今お答えいただいたとおり、これから先、少子高齢化時代、超高齢化社会とも言われていますけれども、非常に重要な事業になってくるとしますので、ぜひとも力強く進めていただきたいなという応援をさせていただきたいと思いますので、特に答えは大丈夫です。ありがとうございます。

2点目です。児童発達支援のところで、お答えいただきました。保育園、幼稚園とその事業所との連携という部分、これはしっかり行われているのかなというところ、印象を受けたところでありますけれども、やはり情報共有については、町だけじゃなく多分国全体として課題なのかなというようなことを感じたお答えでありました。

20以上の事業所に通っている子がいるから、なかなかそのシートの統一ができないというような課題もいただきましたので、この点については、今後、国の動向等も受けながら、町としてもしっかり課題として捉えていただきたいなと思います。

その中で、しっかりと支援利用計画というんですかね、こちらについては引き継がれるというお答えをいただきましたので、進めていただきたいと思います。

その中で、これ最後、町長にお聞きしたいのは、児童発達支援事業って、寒川だけじゃないですけども、ここ最近どんどん盛んになってきたというか、利用者が増えてきた事業でありまして、当然町としても、これは予算増額して対応しているというところは、評価すべきところだと思っております。しっかりとこの幼児期から支援を行って、普通の社会で生活できるように子どもを育てていくということ、これは本当に大事なことだと思っておりますし、それこそが私はそういった困っている人に寄り添うことが『「高座」のころ。』だとも思っておりますし、まちづくりの原動力となる人づくり、総合計画にもうたわれている言葉でありますけれども、まさにそのとおりなのかなというふうに思っております。ただ、児童発達支援の事業については、あまりこの議会等で取り上げられたことがない事業でありまして、確かに本会議場の議事録を見てもなかなか出てこない、説明程度しか出てこないような事業であつたし、町長として、この児童発達支援事業の重要性をどのように認識しているかというところと、先ほどから話題にしているこの早期発見・早期療育の重要性についてどのように考えているのか、最後、町長のお考えを聞かせたいと思います。

3点目、保健福祉施設についてなんですけれども、こちらも最後町長に質問させていただきます。

平成21年、土地を購入して、12年間はたつてその間いろんなことがありました。平成26年にこの計画を一旦検討をやめたという判断については、私はそれはその時点では正しかったのかなというふうに実は今思っております。何でもかという、そのときになかなか必要性というものが私、分からなかったんです。ただ、今は必要性というものは間違いなくあると思っておりますし、それは今部長の答弁の中でも様々お答えいただきましたけれども、しっかりとこの町のためになるようなものを造っていただけるのかなというところは、感じているところでございます。

ただ一方で、唐突感というのはどうしても否めないんですよ。前にあつた計画だと平成26年から検討して、4年後の平成30年に建物が建てられると。その中でしっかりと検討委員会をつくって、ちょっと検討委員会つくったかどうか分からないですけど、議論をしていくという形だったと思うんですが、今回これ昨年出てきた話で、令和3年度からプロポーザル着手をしていくというところで、少し唐突感には否めない。これを令和3年度に早急に着手することの必要性についてのお考えをお聞きしたいのと、それともう一つ、この施設、今後数十年にわたってこのまちを支えることになる施設だと思いますので、しっかりと町の発展であつたり、魅力向上であつたり、住みやすいまちづくり、町民のためになるような施設にしっかりとしていただきたいと思います。町長のお考えをお答えいただきたいと思います。

最後、にこにこ学習についてであります。教育長の中から、この補充学習についての考え方は示されました。学校の中で様々な補充学習を実施しているということ、そして、GIGAスクールについても将来的にはその補充学習の一環になるというお答えだったと思うんですが、ここまでは、町の事務的なことをお答えいただいたのかなというふうに思っております。それをそれでしっかりと進めていただきたいという気持ちはありながら、教育長の補充学習をいかに進めていくかという情熱の部分をちょっと聞きたくて、何でもかという質問するかって言ったら、これはすいません、別に言葉尻を捉えているわけではございません。教育長が1年半前の所信表明の中でも、このにこにこ学習を拡大して推進していくと

という言葉が実はあったんですね。

それが1年半たって、なくなってしまった。もちろん時代は変わったと思うんですよね。来年度からこのGIGAスクールであったり英語教育を充実していく。これはまさに寒川の教育は本当に変わろうとしているところで、その時代の変化とともに、こういった事業を少しずつ精査されていくというのは、これは仕方ないことだと思っているんですが、一方で、やはり補充学習、なかなか塾に通えないような子だったり、様々な問題を抱えているというか、学力的にちょっと補充が必要な子とかも寒川にはたくさんいると思うんです。そういった子たちに対して、こういった形で補充学習、これからこういった形というのは答えていただきましたけれども、こういった思いで寒川町の補充学習を進めていくのか、最後、教育長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 では、1番目はいいですね。大きな2番目、3番目、4番目について、順次答弁をお願いいたします。

木村町長。

【木村町長】 私からは2番目、3番目についてお答えをいたします。

まず、2番目というか2点目ですけれども、児童発達支援に関してですが、いわゆる児童発達支援をその家族、さらには地域の様々な社会資源との綿密な連携によって、子どもの成長を支える重要な事業であると認識しております。

いかに早期に見つけて必要な療育支援につなげるかということが、大変大事だということであると思います。そういったこともありまして、引き続き子どもの育ちや暮らしを安定させるため、一貫した支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に3点目でございますが、保健福祉施設を建設する予定地につきましては、平成21年の用地取得後、（仮称）健康福祉総合センター整備に向け検討を進めてきたところでございます。そういった中で、実は平成26年に国、総務省からの通知によりまして、公共施設等総合管理計画及び公共施設再編計画の策定の要請に伴って今日に至っているという状況もございます。

また、両計画を策定していく上で、（仮称）健康福祉総合センターに代わり、役場機能を含めた新たな複合施設の整備の検討も進めたところでございますが、将来的な財政負担、これは今までご説明はされておりますけれども、16年間は複合施設の整備は非常に困難、見送らざるを得ないという判断をしたところであります。

そういった中で、今後整備をいたします保健福祉機能を有する施設につきましては、中断することのできない事業の継続など喫緊の課題を解決するため着手が求められるものでございまして、住民サービスの向上に資するものと捉えているところでございます。よろしくご理解のほどお願いいたします。

【横手委員長】 大澤教育長。

【大澤教育長】 4点目でございます。補充学習の機会提供についての大切さについては十分認識しているところでございます。先ほどお伝えしたとおり、にこにこ学習以外にも現状取り組んでいる補充学習について、今後も継続し、充実させていくことが大事であると考えております。

現在、コロナの感染拡大により急速にICT機器の活用が求められ、教育現場も大きな変化を迎えています。このような教育における転換期を迎える中において、今後さらにICT機器活用の重要性が

増してくると考えられます。町では次年度から展開する大きな施策として、外国語教育、ＩＣＴ教育を２つの柱としたグローバル教育の充実を掲げています。教育元年と位置づけ、新たな学校教育の創出を展開していきます。

以上でございます。

【横手委員長】 では、ただいまの佐藤副委員長の総括質疑をもちまして、総括質疑を終了いたします。

ここで、町長から一言お礼を申し述べたいとの申出がありましたので、許可いたしたいと思います。
木村町長。

【木村町長】 今日まで５日間にわたりまして、令和３年度の各会計予算の審査をお願いしてきたところでございます。本日総括の中でもいろいろご意見等も承っております。また、審査の過程の中で、広く詳細なご質問あるいはご提言もいただいたところでございます。そういった部分もこれから生かしながら、令和３年度の事業、事務を進めてまいりたいと思っております。

それとやはり現在、非常にコロナ禍という状況だけではないですけれども、これからの地方自治体、いわゆる基礎自治体としての事業の継続性、やはりよく言葉ではＳＤＧｓという言葉も皆さんお聞きになったと思いますけれども、そのＳＤＧｓのＳはサステナブル、持続可能なという部分の取組。やはり行政も持続継続性が非常に大事であります。

そういった中で、これもやりたい、あれもやりたいという思いは多分に私自身もありますし、町民の方からも様々ご意見もいただいております。しかしながら、具体の予算に計上できるものは当然限られております。また今回、改定となった寒川町総合計画も、令和３年度がスタートの年でもございます。ある意味幅広く極端な総花的という言葉もありますけれども、掲げたいところでもありますけれども、やはり持続可能な行政運営を進める上で、やはり限られた予算、財源の範囲の中で、計上した内容でございますので、その点ご理解いただいて、よろしくご判断いただければなと思っています。

大変ありがとうございました。

【横手委員長】 ありがとうございます。それでは、暫時休憩いたします。

【横手委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

ただいままでで総括質疑が終了いたしました。皆様のご協力をもってここまで進めさせていただきました。厚く御礼を申し上げます。

この後は討論、採決の運びとなりますが、討論までの休憩時間はどのぐらい取ったらよろしいでしょうか。どうでしょう。１５時までの２５分間とかでよろしいですか。

それでは、再開を１５時にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【横手委員長】 それでは、暫時休憩いたします。再開は１５時といたします。

【横手委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開いたします。

それでは、議案第１４号 令和３年度寒川町一般会計予算、議案第１５号 令和３年度寒川町国民健康保

険事業特別会計予算、議案第16号 令和3年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第17号 令和3年度寒川町介護保険事業特別会計予算及び議案第18号 令和3年度寒川町下水道事業特別会計予算、以上の5議案につきまして、これより討論、採決に入ります。

まず、討論から始めます。なお、討論につきましては、一括して討論を行うことといたします。また、採決につきましては、それぞれの議案ごとに行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、反対の委員の発言を許可いたします。

青木委員。

【青木委員】 議案第14号 令和3年度寒川町一般会計予算、議案第15号 令和3年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算、議案第16号 令和3年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第17号 令和3年度寒川町介護保険事業特別会計予算及び議案第18号 令和3年度寒川町下水道事業特別会計予算について反対の立場で討論します。

なお、特別会計については省略させていただきまして、本会議場で討論をいたします。

コロナ禍の中での影響もあり、財政は厳しい状況ということは理解ができますが、やはり町民に対しての住民サービス、まだ不十分な部分があると思います。また、少人数学級について、国としては動き出していますが、社会的距離を保たなければいけない昨今、感染症には十分配慮しながら、安全安心を第一との考えであれば、まだ不十分な部分があると思います。

また、学校給食センター整備事業費です。もう2年になりますか、急な施政方針変更で、不安や困難を抱えている町民の皆さん、まだまだおられます。今回も計画に基づいた質問に対してははっきりとした回答をいただけませんでした。丁寧な説明をするべきです。

ここでは、一般会計予算のみ述べさせていただき、あとは本会議場にて述べさせていただきます。

以上でございます。

次に、賛成の委員の発言を許可いたします。

天利委員。

【天利委員】 賛成の立場から、議案第14号 令和3年度寒川町一般会計予算について等、特別委員会においては討論を省略して賛成といたします。なお、本会議場で討論をいたしますので、よろしくお願いいたします。

また、議案第15号、議案第16号、第17号及び議案第18号の特別会計予算については、討論を省略して、賛成といたします。

【横手委員長】 次に、反対の意見の発言を許可いたします。よろしいでしょうか。

それでは次に、賛成の委員の発言を許可いたします。

佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、議案第14号 令和3年度寒川町一般会計予算及び議案第15号から18号までの各特別会計につきまして、この場では討論は省略させていただきますが、賛成とさせていただきます。

以上でございます。

【横手委員長】 では、改めて反対の委員の方はいらっしゃいませんね。ほかに賛成の委員の方もよろしいでしょうか。

では、ほかに討論がないようでございますので、これにて討論を終結いたします。

では、これより採決に移りたいと思います。

採決につきましては、それぞれの議案ごとに行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第14号 令和3年度寒川町一般会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和3年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和3年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和3年度寒川町介護保険事業特別会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和3年度寒川町下水道事業特別会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、当予算特別委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

ここでお諮りいたします。3月30日の最終日の本会議に提出いたします審査意見書の草案作成につきましていかがいでしょうか。

(「正副委員長一任」の声あり)

【横手委員長】 では、正副委員長一任という声がございましたので、正副委員長にお任せいただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【横手委員長】 ご異議がないようでありますので、それでは正副委員長にお任せをさせていただきます。

委員各位におきましては、5日間にわたりまして、大変熱心にご審査をいただき、また、つつがなく終了させていただきましたことに対しまして、副委員長共々心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

以上をもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時07分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 3年 6月 2日

委員長 横 手 旭